

1. 議事日程

(平成19年第3回安芸高田市議会9月定例会第2日目)

平成19年9月13日
午前10時開会
於安芸高田市議場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(21名)

1番	明 木 一 悦	2番	秋 田 雅 朝
3番	田 中 常 洋	4番	加 藤 英 伸
6番	川 角 一 郎	7番	塚 本 近
8番	赤 川 三 郎	9番	松 村 ユ キ ミ
10番	熊 高 昌 三	11番	藤 井 昌 之
12番	青 原 敏 治	13番	金 行 哲 昭
14番	杉 原 洋	15番	入 本 和 男
16番	山 本 三 郎	17番	今 村 義 照
18番	玉 川 祐 光	19番	岡 田 正 信
20番	亀 岡 等	21番	渡 辺 義 則
22番	松 浦 利 貞		

3. 欠席議員は次のとおりである (なし)

4. 会議録署名議員

21番	渡 辺 義 則	1番	明 木 一 悦
-----	---------	----	---------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

市 長	児 玉 更 太 郎	副 市 長	増 元 正 信
副 市 長	藤 川 幸 典	総 務 部 長	新 川 文 雄
自治振興部長	田 丸 孝 二	市 民 部 長	平 下 和 夫
福祉保健部長兼 福祉事務所長	廣 政 克 行	産 業 振 興 部 長	清 水 盤
建設部長 兼公営企業部長	金 岡 英 雄	教 育 長	佐 藤 勝
教 育 次 長	益 田 博 志	消 防 長	竹 川 信 明
教育参事兼安芸高田 少年自然の家所長	永 井 初 男	会 計 管 理 者	立 田 昭 男
八千代支所長	榎 原 秀 克	美土里支所長	清 水 勝
高宮支所長	近 藤 一 郎	甲 田 支 所 長	垣 野 内 壮
向原支所長	田 口 茂 利	総 務 課 長	高 杉 和 義
財 政 課 長	沖 野 文 雄		

6. 職務のため議場に参加した事務局の職氏名（4名）

事 務 局 長	増 本 義 宣	議 事 調 査 係 長	児 玉 竹 丸
書 記	国 岡 浩 祐	書 記	倉 田 英 治



午前 10時00分 開会

- 松浦議長 それでは、おはようございます。
時間が参りましたので、ただいまの出席議員は21名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりでございます。



日程第1 会議録署名議員の指名

- 松浦議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により議長において、
21番 渡辺義則君、1番 明木一悦君を指名いたします。



日程第2 一般質問

- 松浦議長 日程第2、一般質問を行います。
一般質問の順序は通告順といたし、持ち時間は設けず、会議規則の
とおり3回までといたしますので、あらかじめご承知おきください。
それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許します。
9番 松村ユキミさん。

- 松村議員 議長、9番。
新政会の松村ユキミでございます。さきに通告いたしております、
2項目についてお尋ねをいたします。

まず1点目といたしまして、滞納整理についてお伺いをいたします。
近年は支払い能力があるとみられるのに、滞納を改めない悪質なケ
ースが増加しております。

本市といたしましても、滞納整理に当たってはこれまで副市長を先
頭として、あの手この手の努力がなされているところであります。先
般も県内市町では、初めてのタイヤロックによる差し押さえに成功さ
れたことが報じられたところでございます。

しかしながら、最近では治安も悪化する中で、市の職員として企業
なり、市民を相手に交渉を重ねることには限界があるのではないかと
思います。

そこで民間からの債権経験者を嘱託に採用し、早期に解決を図るべ
きと考えますが、市長の所見をお伺いいたします。

2点目といたしまして、健康あきたかた21、この推進体制、また
進捗状況についてお伺いをいたします。

去る7月4日の中国新聞では厚生省の発表によります、健康日本2
1について中間評価の発表がございました。運動期間としては200
0年から10カ年という、2010年のちょうど中間評価でございま
した。特に悪化した項目についての報告であったわけですが、20歳
代から60歳代の男性の肥満が増、朝食を食べない中高生これがまた
増、野菜の摂取量一日当たり350グラムについては減、日常生活の

歩数も減というものでございました。

さて本市におきましても健康あきたかた21のすばらしい策定がなされ、各戸にこの概要版が配布されたところでございます。

なかでも今生活習慣病を中心とした、メタボリックシンドロームが注目されます中で、今年度事業として国保ヘルスアップ事業、プール健康教室、ウォーキング大会、健康まつりなど幅広い計画がなされておるところであります。とりわけ今年は国保税の11%のアップに加えまして、来年4月に70歳から75歳未満の方々の医療費が2割負担ともなります中で、健康づくりは喫緊の課題であると考えます。自分の健康は自分で守るということは原則でございますが、この策定の中にもございますように、個人・行政・地域、総ぐるみ運動としての提唱がなされております中で、その推進体制、進捗状況についてお伺いをいたします。

○松浦議長

ただいまの、質問に対し答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

はい、議長。

ただいまの松村議員さんのご質問にお答えをいたします。

滞納金の徴収にあたりましては、あくまでも自主納付が原則で、なるべく滞納者宅などで直接面談する方法よりも、書面等で督促しこれにに応じていただくことが最も理想ではありますが、実態としてはそのような現状にないわけでございます。

もともと滞納整理の問題は、滞納そのものをなくしていく地道な取り組みが必要で、窓口での納税相談の推奨や、現年課税分の徴収税の向上に努める必要が一方ではあると考えております。

しかしながら滞納額も横ばい、もしくは微増の状況でございます。また最近ではご指摘のように、悪質な滞納者も見受けられ、その対応には大変苦慮しておるところでございます。

中国新聞にも取り上げられましたように、タイヤロックによる差し押さえが効果を挙げましたが、これも本来自主納付の動機づけが狙いであり、やはり従来の直接面談による徴収に頼らざるを得ないところがあるわけでございます。

ご指摘いただきます、債権回収に豊富な経験を持っておられる人材の確保につきましては、こうした現状を踏まえ、現在の担当部は非常に意欲的にこの滞納の整理に取り組んでおるわけでございますが、それでもなお、行き届かない点もあるわけでございます。先進地の事例等を参考にしながら、ご指摘のような状況も考えてまいる必要があるのではなかろうかと考えておりました。いろいろ今情報の収集を図っておるところでございます。

次に健康あきたかた21についてでございます。ご指摘の健康日本21につきましては、新聞報道にもありますように、全般的な評価として、今回把握した中間実績値からは、策定時の値より改善していな

い項目や悪化している項目が見られるなど、これまでの取り組みには、必ずしも十分な点があったとは言えない点もあるわけです。

本市におきましても、昨年度、健康日本21の地方計画として健康あきたかた21を市民の皆様にもご参画をいただき策定したところですが、本年度からは、この計画に掲げる目標を達成するために、より実効的のある行動計画を定め、推進していくこととしております。

具体的には、計画策定時の委員に新たに一般公募の市民を加えた計30名の委員からなる、健康あきたかた21計画推進委員会と庁内関係部局との連携を図るため、担当者で構成する庁内推進委員会を設置し、計画に定める目標値を今後どのような手法で達成させるか、既存事業の見直しも含め、新たなアイデアを出していただき、具体的な行動計画を定めることとしております。

特に健康日本21の中間評価の中で課題となっております計画のターゲットを明確にし、誰が何をするのか、また、どのような効果的なプログラムやツールを持って事業展開していくのかなどを明確にすることとしております。

議員ご指摘のように、健康づくりは基本的には個人に帰するところが大きいわけですが、これからの健康づくりは行政はもとより、健康づくりに関係する団体や地域振興会なども幅広く巻き込んで、社会全体で支え、後押しするというヘルスプロモーションの考え方に立ち、推進していくことが大切であると考えております。また、その積み上げが、医療費の抑制や介護予防につながるものと考えております。

今後、推進委員会の委員さんを中心に、健康づくり意識の高揚を市民全体に促進するとともに、行動計画に基づき、具体的な健康づくり対策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、今後とも一層のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

○松浦議長 以上で答弁を終わります。

9番 松村ユキミさん。

○松村議員 ただいま、市長より、大変わかりやすく具体的に状況をお示しいただきました。滞納整理につきましては、先日の監査意見書にもございますように、市長のお言葉の中にいろんな情報収集をしておられるようなお話を聞いたわけですが、まさに先進的な効果的な手法を検討し、組織が一丸となって取り組むべきであるというふうな監査意見書も出ておりました。また先日8月24日、これも中国新聞に県内14市の徴収成果が出ておりましたが、大竹市におきましては、1.7ポイントであったとか、これは2年連続2004年から国税局のOBを入れて、滞納に取り組んだ実績が報じられておったところでございますが、本市におきましても、市長おっしゃっていただきましたように、情報収集をいただきまして、早期に解決を目指していただきたいと思えます。

続きまして、2点目の健康づくり安芸高田21でございますが、30人の推進体制を組んでこの計画書に基づいて推進されていることに、誠に敬意を表したいと思っておりますが、実は先日、市民の意見を聞く会の会場でのことでございますが、皆さんやはり今、市民一人ひとりが、健康で長生きしたいという願望には違いないわけでございます。そこで、甲田町の女性会の方では、3年前から健康づくりを皆さんとともに団体に推進していこうという志のもと、ランポボックスという器具を100台購入されて、それを月に1回毎月第2火曜日を原則に決めておられるということなんです。3年前に購入されて、以前はふれあいセンターで健康づくり活動をされておったわけでございますが、そのふれあいセンターが社協への借り上げになって、あそこを使わせてもらうわけにいかなくなったので、今は小学校の裏にある基幹センター、ここの玄関あたりが、器具を持って行って、器具の上でやるスポーツなので、筋肉とか腰痛、それから足腰の丈夫になるそういう活動ですが、スペースがある程度ないと人数がそろわないといけないのだと。それについては、保健師さんの指導を加えていただければより一層効果的なので、皆さんもその集いへ期待を持ちながら、自分の健康ではございますが、集っていただけるという保健師さんの方をお願いをしてみたけれども、予算的に夜7時から8時、1時間を実施しておられるわけですが、今年4・5・6と、3カ月は来ていただいて、それ以後は、保健師さんに来ていただいておりますが、何回も会うたびに人間関係が深まって、保健師さんもボランティアで来ていただいているとその代表の方もおっしゃったわけ。今、この市を挙げ、総ぐるみで健康づくりをやっていこうという中で、団体にそういう活動をするのに、会場が思うようにいかないというふうな状況もあります。しかしながら、そうはいいまして、スポーツ団体もありましょうし、いろんな団体があって、ふれあいセンターにおきましても、特定の団体にだけ貸すというわけにはいかないからというふうな、このことも、やはり縦割りの中で、会場が目の前にありながら、それが使わせてもらえないという状況も抱えながら、自分たちが本当にみずから、盛り上がり健康づくりをやっていこうという中で、そういう課題があるということを伺っております。そこらあたりを、行政のその分野で、そこらの課題を解決するような方法を講じていただきますならば、より一層成果があらわれるのではないかと思います。ただその女性会の団体1団体だけではなく、市内でいろんな健康づくりをグループでやったり、いろんな場でされたりしていると思っております、そこらの配慮も重ねてお願いをしたいと思っております。

以上でございます。

○松浦議長

ただいまの再質問に答弁を求めます。

まず、市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

滞納整理の問題につきましては、全国どこの市町村も非常に苦慮し

ておる対策を、やはり最終的には、差し押さえ等の法的措置をせざるを得ないということもあるわけで、その場合に、タイヤロック等を使いながら、自動車を差し押さえるという方法も今実際に行っておるところです。今後とも十分そこらの効果の上がるような方法を今まで以上に検討してまいりたいと考えておるところです。

それから健康づくりの問題につきまして、この健康づくりというのは、それぞれ自分たち自身が自分の健康を守っていく、よくしていくという意欲がないと、いくらPRしても太鼓をたたいても、なかなか十分徹底しないということでありまして、そういうPRについては、十分我々もしていきたいと思えますし、いろいろ健康づくりのグループの育成や場所の提供などは、我々も行ってきたおるところです。

先ほどご指摘の甲田町の問題につきましては、初めて私も聞かせていただきましたが、問題は場所の問題であろうと思うわけです。そのことについては、それぞれ集会所等は集落で管理をされるとか、そういう所もあるわけなので、そういうところを借りるということになると、集落との連携も必要になろうと思えますし、公の施設を借りられる場合については、できるだけ我々もその中に入っていき、調整をしていきたいと考えております。

○松浦議長

以上で再質問の答弁を終わります。再々質問ありますか。

以上で松村ユキミさんの質問を終わります。

○松浦議長

続いて通告がありますので、発言を許します。

20番 亀岡等君。

○亀岡議員

議長。

市民クラブの亀岡等でございます。

毎回とも市長に大変、嫌な質問を重ねておるわけでありましたが、大分慣れていただいたのではないかとと思うところでございます。

今回の質問は通告をいたしておりますように、市民と心の通うそうした市政を推進をされたいということで市長の所見を伺います。

ご承知のように、今全国的に地方自治体は財政難のもとに厳しい状況下にありますが、本市も例外ではございません。

そうした中で、山積する行政課題と財政難にどう対応し、乗り越えていくのか、まさにその正念場に直面していると言えましょう。そのためには今、市政はどうあるべきかが厳しく問われていると考えます。それには私はまず、何よりも重視をしたいことは、市民と市政の信頼関係が重要であると考えます。それがあってこそどんな難局も乗り切ることができるのではないのでしょうか。

しかし本市における、そうした信頼関係が確かに存在しているかといいますと、いささか疑問がございます。特に市民の側から指摘されますことは、本市が声高らかに宣言をしている、行政と市民が奏でる協働のまちづくりということでもあります。これは本市、行政の理念になっておるわけであり、確かにこれは見ても聞きましても立派であり

ます。しかし、果たしてそれが実践されているかということになりますと、これもまた大きな疑問がございます。もとより、市民の間における協働のまちづくりは、様々な条件下にあって、市民の方が手を取り合って、創造的にまた積極的に取り組み実践されており、そうした市民の方々のご尽力に心から敬意を表するところでございます。

しかし行政と市民との協働のまちづくりは、言葉と活字だけに終わっているといっても過言ではないと思うのであります。そのため行政の考えていることと、市民の考えというのは大きな相違が生じていることは少なくありません。私はその原因は市側にあると思うのであります。今や現状の市のやり方では、行政と市民が奏でる協働のまちづくりの理念は、無意味なものになろうとしている状況にあると思うわけです。ただこれが無意味に終わるというだけでなく、問題な点は、このことによって大きな弊害を生じていくということでもあります。すなわち、行政と市民の信頼関係を失なわせていることでもあります。そうした例は数多くありますが、その中で特徴的な例を少し挙げてみたいと思います。

まずその1では、市の施策と財政運営についてでございます。市は常に財政難を主張し、市民の様々な切実な要望意向に応じきれないと難色を示しながら、その反面、市自体が進めようとしている施策、これに応じてはとて財政難とは考えられない計画を立て、それを市民の意向など全く度外視して強力に進めるというやり方であり、これには市民の声の反発は極めて大きいものがあります。これが市民と行政の協働のまちづくりの理念と実践でありましょうか。

そうした中で今、市民の間では、市は施策と財政を真剣に本気で考えているのであろうかどうなのかといった、市民のこういった不信感も持ち上がっているところであります。

その例としましての2点目は、いつも苦言を申し上げておりますが葬斎場の件であります。この件も市は最初から市民の声に耳を傾けるという民意を問う、ともに考えるなどの協働のまちづくりの心構えなど全くなく、行政の考えで一方的に進められてきているものであります。もちろんその間議会の議決で、多数決できておるところはありますものの、民意が正しく反映されているとは市民には受け止められていないのであります。

これほど市民と深くかかわる案件について、民意を問わず、進めてよいのでありましょうか。どうしても納得できないとの、市民の声はこれもまた大きいものがあるわけでございます。

ご承知のようにこの件におきましては、合併前の広域連合行政が行われた時点から合併協議の段階では、民間による葬儀場の経営の動向などは、本市においても全くなかった中でも、協議で葬儀場建設の方針が定められていたものであります。

ところが、平成17年11月より吉田町内に民間による葬祭事業が

始まり、時期を同じくして農協も葬祭事業への進出計画の表明があるなどの経緯を経て、今日民間の2者による創業が実現をしているわけであります。このような大きな行政変化の中で市といたしましては、これまでの方針や計画どおりでいいものかどうか、これについて当然検討すべきである。また同時に、民意も問うべきものであります。それを全くしないで、そのまま推進しているということは本当に適切なことなのか、誰が考えましても議論があるのは当然のことと思うわけであります。

市長は、これが本当に市民と行政が奏でる協働のまちづくりと考えておられるのでしょうか。このような市のやり方に対して、市民には協働のまちづくりなどは全く信用されていないわけであります。

私はこの件につきましては、本年3月の予算委員会終了後、自分といたしましては勢力的に市内を歩き、市民の方のご意見を聞いてまいりました。もちろん市の地域振興指導員さんを初め、32の振興会長さんも訪ねてまいりました。先方さんのご都合も聞かずに訪問いたしましたこともあり、お留守でお会いできなかった方も数名はありましたが、皆さんのご意見は、市は火葬場だけを整備すればよい、葬儀場は民間に任せるべきだと明解なご意見でございました。財政難の中、市がつくる必要のない施設をどうしてつくらなければならないのか理解できないというのが、今、大方の市民の声であります。

特に現在の市民の方の考え方は、市の財政は市民の財政、必要以上のことに使用してほしくない。財政難のつけは市民に回ってくると、それでなくても市民には各種の負担が増額になってきておると、市としても財政運営、公金の使用、市民の生活などにもう少し真剣に取り組んでほしいとの意見が多く、市民の皆さんの市政に寄せられる注目と関心の高まりを強く感じているところであります。

さらにこの件につきましては、申し上げ指摘しておかなければならない問題点がもう一つあります。それは昨年3月より、市が進めている葬斎場併設のために位置にかかわる交渉をしている集落に対する交渉のやり方であります。これまでも明言されておりますよう、市が一度言い出したら後には引けないという強行なやり方であります。その結果、某集落では、遠く先人たちから今日まで、永々として守り続けてきた人間関係が根底から崩壊の危機にあります。交渉で追い詰められた集落では、みずからお互いの中の意思を問う、賛否のアンケートを実施するという非常に厳しい内容、極限の状況にあります。隣の人が信じられないという最悪の状況が生じているわけであります。これが果たして人が輝く・安芸高田の、姿を表号している市としてのふさわしいやり方であると言えるのでしょうか。

また、あの場所にどうして設置をそこまでしてしなければならない理由が、どのような理由があるのでしょうか。しかもこの件が今の計画以外に事業の推進方法がないというのであればいざ知らず、決して

そうではありません。民意を問い、それをもとに事業を推進するというのであれば、解決の道は確かなものがあります。道は開けてくると思うのであります。市民の世論はそれを示しておると思うわけですが、市はそうした民意を聞こうともせず、そこまでなぜ強行な進め方をされるのか、市民の不信感はい日に大きくなっていると断言せざるを得ないのであります。

以上、1、2の例を申し上げてみましたが、市長はどのようにお考えでしょうか、私は今申し上げましたようなことがなぜ起きているのか、市はなぜそのようなやり方をされたのかについては、次のように見ております。

それは、今の市政には市民に通じる心がないということであり、民意を部外視しては心は通じません。市長は日頃より、市の方針は市民の理解を得ていると言われておりますが、それは市が施策の方法を決定した中で質問を受け、それに説明と説得を行っておられるものであって、市の方針決定の前に民意を聞いてみる、そうした場面に出会ったことは、いまだかつて私には記憶がございません。

くどいようですが、それで本当に市民の理解を得ており、またそれが本当に市民と行政が奏でる協働のまちづくりの理念が生かされ、実践されている姿といえるでありましょうか。私は決してそうだとはいえません。市民と行政が心の通うそうした市政のあり方が求められているわけであり、民意を尊重し、市民と心の通う市政に改めて、そうしたご意思をお持ちになるのかどうか、その是非について伺います。

○児玉市長

論点は2つあると思います。まず1点は、火葬場の位置の問題、住民合意の問題、そこがまず第1点であろうと思います。それから、第2点は、火葬場に葬儀場を併設をすることの是非と、こういう2つの論点があると思います。

まず第1の火葬場の問題でございますが、これは、亀岡議員さんも美土里町の時代に議長さんとして、この計画の中には参画をさせていただいて、合併前から高田郡でどの火葬場も古くなったので、どうしても、ひとつ火葬場をつくらなければいけないということで、合併前の6町の時代から、この火葬場を高田郡で建設するという問題は、協議をしてきたわけでございます。しかし、その当時の財政状況から見ましても、補助金とか有利な起債がないと、とても6町共同ではできないということでいろいろ計画はなされて、場所も吉田町内につくるといことも、合併前に協議をさせていただいていたこともあります。

ただ問題は、財源がなかなかみつからず、火葬場には補助金もなく、また、有利な起債もないということで、計画は合併に引き継がれた経過があるわけです。そういう中で合併をいたしまして、外見的には、この火葬場あるいは一連の葬儀場についても、合併特例債を使うことが合併してできるようになりましたので、財源的にはこれを使えば余

り市の負担なしにできるということで議会の中でもご同意を得ながら、現在この計画を進めてきたということでございます。

ご存知のように合併特例債というのは、起債の充当率は95%でございますので、1億円の事業をすれば、9,500万の合併特例債が使え、手持ちの金は500万持っておれば何とかできます。もちろん、これは借入金でございますので、残金と利息をつけて、10何年間で払っていくというところですが、ご存知のようにそのときには、国は交付税で7割を戻してくれるという、実際には合併に伴う7割補助に近い、有利な事業、これはやっぱり合併のひとつの推進策の財政措置であるわけでございます。そういうことで、合併後の見込みで早く場所を決めて、早くこの火葬場に手をつけるという皆さんの合意を得て、今まで進めてきたわけございまして、場所の選定についても、現在の県道端で市が所有しているもと吉田町の環境センターのあったところ、約1町1反、1万1千平米の市有地があり、しかも県道に面しておるといところで、ここをひとつ候補地にしていきたいということで議会の皆さんの同意を得て、当初はやはり議会も秘密会にして、この問題はやはりそれぞれ地域の問題があるから、地域のまず了解を得ながら、進めなくてはいけないので、その場所の公表については、公にはしないというということで、現在まで進めてきておるわけでございます。

これは、場所は吉田町の丹比にあります、やはり美土里町分も近いということで、吉田町の丹比の千川、市場上地区、これが約40戸あるわけでございますが、ここの集落と、それから美土里町の瀬木、奈良谷19戸あるわけでございますが、ここへ火葬場を、もとの吉田町の環境センターの跡につくりたいので、ご了解を賜りたいということで、もうあれこれ2年になりますが話を持っていき、山口県の柳井、柳井は人口が安芸高田市と大体同じような規模でございますので、その視察も美土里町、吉田町からの両方で、バス2台で視察をしていただいた経過もあるわけです。もちろん、亀岡議員さんも地元の議員さんとして、それぞれ集落に入って行って、地元へ説明にも同席をいただいたというような経過をたどって、現在まできておるわけであり、そういう方向をずっと筋道をたてて、現在まで行っておるのに、それを今さら変更するということは、我々執行部としては、これは、勿論議会の同意を得ながら、行ってきたところでございますので、行政としてはできないところであり、約40戸の丹比地区の千川、市場については、ほぼ同意を得ている。ただ問題は、美土里町瀬木奈良谷19戸の中で、私は説明に行つて初め頃は、私はうまくいくという判断をしましたが、途中から1軒だけ、もう絶対嫌だと、公害とか何とかいうことを抜きにして、とにかく嫌だという1軒が出まして、瀬木奈良谷の中もこの1軒をのけにして、我々も前に進むわけにはいかないということで、現在まで、瀬木、奈良谷、美土里町分の19戸については、

集落で、できれば意見をまとめていきたいということで、世話役の人
も随分苦勞していただいて、1年以上にわたって、いろいろ集会を開
いていただいたわけですが、どうしても、集落の意見は一つにまと
りませんでした。まとまらないと言っても、19戸の中、7戸は条件
つき同意と、こういうような会長も言われて、大体4割近い人が、そ
ういふことは言ってもらいましたが、絶対反対というのは、5軒ほど
アンケートではあったわけです。

そのような中で、先般瀬木奈良谷の皆さんが、そのアンケート結果
を持って、議会の議長、執行部のところへ参られました。執行部とし
ては、議会も同じですが、お世話をいただいた役員の皆さんに大変ご
心配をかけましたが、これ以上、賛否両論がある中で、美土里町の瀬
木奈良谷の皆さんにいろいろ協議をしてくだささいというのは、私は限
界にきたというように思います。したがってこれ以上やっていただけ
ば、皆さんの人間関係がギクシャクするようになるので、ここから先
は、行政が責任を持って、集落の皆さんに説得に当たらせていただき
ます。市長みずから1軒1軒でも、回らしてもらいますというお話を
して、現在まで来ておるといふ経過があるわけでございまして、1軒
だけ本当にどうなっても嫌だという、とにかく嫌だということは、我々
としてもそれでもというわけにもいかないこともあるし、絶対にこれ
は公害が出るとか、こらえられない害が出るというのなら、我々も当
然再考する余地はありますが、最近の施設については、全くそういう
ことのない、よその地域でも、民家の近くにできておるところもある
わけでございまして、そこらは我々も最後までご理解はいただきたい
という努力はしていきますが、やはり、行政として、どうしてもしな
ければいけないことについては、やはり、ある程度のものは、腹をか
けて、住民の皆さんの意志は恐らく、千川の方は賛成と言ってもらっ
ております。丹比の方も賛成と言ってもらっておりますので、あと、
美土里町分に、何軒かは最後までだめだといわれる方はあると思いま
す。しかし私としては、最後まで努力はしますが、しかし、それでは
そうですかといつて、八方へ方針を変えて、こういう問題はいくわけ
にはいかないという、しかも、一町一反の市有地があり、しかも道路
もついているという問題があるので、我々は、ここが最適な地という
ことで、議会の皆さんも同意を得て、決めてもらったという経過があ
りますし、当初は、亀岡議員さんも一緒に説得にまわってもらったと
いう経過もあるわけでございまして、私は今から亀岡議員さんがそう
いふことを言われるというのは心外であるというように思います。

ただ、問題は亀岡議員さんも恐らく火葬場はいけないということ
ではないと、いふふうに私は解釈をするわけでございます。火葬場はつ
くらなければいけない、しかし、火葬場に併設をする葬儀場が今では
民間が2つあるから必要ではない、ということの論議が私は主体であ
ると思うわけです。しかし、議会でこの火葬場に葬儀場を併設するこ

とがよいか悪いかについては、2回にわたって議会で、議員さんのいろんな協議を経て大多数の議員さんが、それはやっぱり今、火葬場に葬儀場を併設しておかなければ、後から併設するとなると財源がない。今なら、合併特例債という有利な起債が使えるので、やっぱりつくつといた方がよい。10年先になって、しまった、これはあった方がよかったということになれば、やっぱり、1億2~3千万のその金を持ち出ししなければいけない。今、1億、設計してみないとわかりませんが、大体1億2~3千万くらいで葬儀場はできると思いますが、そうすると、先ほど言いましたように、実際にかかる金は、1億かかれば、500万ほど自分の手持ちがあって、あと9千500万は有利な借入れができ、しかもその借入れは、償還時に7割戻ってくるということがあります。むだだと言われる論理も私はわかりますが、今やっておかないと、将来やろうという時に、財源がもうないという、まるで1億何ぼ使わなければいけないという問題があります。そういうことで、この葬儀場というのは、貸葬儀場として考えておりますので、講中の人に来て使われてもよいし、集落の人に来てその葬儀場を使われてもよいし、また、吉田にあります、民間の葬儀場があそこを、1日に2件請け負って、場所がないので、1件は吉田でやる、1件は火葬場へ併設した葬儀場でやるという民間が使われても結構ですし、農協が使われても結構です。そういう貸しの葬儀場にしていきたいということで、市はこれで、儲けていこうという気は一切ございません。市民の便利のために、この葬儀場を併設しておいた方がいいと。専門からいえば、どうせ吉田で葬儀をして、また、火葬は、あこの現在の予定地に持って行くより、どうせするのなら、併設した葬儀場で葬儀をして、一遍に火葬した方がいいと。その方がやはり住民の都合がいいと、そういうような話もありますので、それは、亀岡議員さん、それぞれのところを回られて大変ご苦労をかけて住民の意向も聞いておられますが、やはり、亀岡議員さんの意向を聞いたものは、ああそうかということもあります。しかし、我々はそれぞれ、地域懇談会で今のような事情をお話して歩きました。それを聞いてもらったら、なるほど、両方聞いてみればわかるというような意向を話でもらった人もあるので、大変申しわけないですが、亀岡議員さんの主張もわかりますが、葬儀場の併設を今しておかなければ、将来やりたいときにはできなくなるということも、我々考えておりますし、私1人の意見ではございません。議員の大多数のご意見も2度にわたってこのことを確認しております。住民の意見を聞かずにやるというご意見もあるので、十分反省をして今後かからなければいけないと思いますが、最後の1人まで、住民がOKを出す、そういう嫌な事業をやる。これは嫌なんですね、どっこもよい事業ではなく、嫌な事業なんです。嫌な事業であるがために、100%賛成というのは、私はこういう事業はできないと思います。大多数のご賛成が得られ、しかも、住民の代表である、

議員の皆さんのご賛同が得られれば、私はあえて反対があってもやらざるを得ない事業もあるということを、我々は考えておるわけでございます。これはもちろん責任は市長が全部負う覚悟でおります。

○松 浦 議 長

以上で答弁を終わります。

この際11時10分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前 10時58分 休憩

午前 11時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○松 浦 議 長

それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。

亀岡議員再質問ありますか。

○亀 岡 議 員

私はこの件につきまして、市長と考え方は平行線であるというふうに考えておりましたので、度重なる質問はしたくないと。また、不用の論議はどこまで重ねても好むところではありませんので、そのように考えておりましたが、今回の基本の趣旨は、本当に協働のまちづくりとはどういうものか、市民と行政の協働のまちづくりはどのようなものであるかという点を質問の趣旨にしていたわけでありまして。先ほどの市長の答弁を聞いておりますと、聞き逃すことのできないご発言がございました。私は、思いますに、市長も議員をされたお方でありまして、そのような曲解をした私の行動をそのように発表されるとは、いかにも心外でありますので、そのことにまず反論しておきたいと思っております。

私は、この問題につきましては、葬斎場建設調査特別委員会の事実上の審議が、検討が始まった平成17年8月5日に、斎場のことについては、民間の動きが出てきていると、だから、慎重にこの件はよろうではありませんかということを行いました。これについて、市長は、私はこのことは、議会報告特集号というのを出しまして活字にしておりますが、そこに市長の言われたことを、議事録の上から抜粋して出しております。市長は私も、民間の斎場ができれば、それが一番いいと思っている。だが、安芸高田市には、その動きはないから、斎場を火葬場に併設をしていかななくてはいけないのではないかと考える。こう言われたんですね。私は本当にそれは適切な市長のご意見であったと評価をいたしております。これは永久に消えませんが、議事録になっておるわけでありまして、その中で私は一貫して、この火葬場については、それは当然行政がやるべきであって、早期に統合整備しなくてはいけないと考えてきましたし、先ほどもそのことは、市長の答弁の中にも、認めていただいております。ならば、18年2月23日の葬斎場特別委員会で、まず第1回の採決がございました。その時に、私は併設の件についてを理由にして反対討論をしておるわけでありまして。だからといって、多数決で通っているものを、私が位置交渉の集落に行かないわけにはまいりません。そこでどんな意見が

出るかを聞かなくてはなりません。だから、行っているわけでありませぬ。議員経験を持たれる市長が、あたかも私が、乱脈的な行動をしているかのような主張をされるので、これにつきましては、反論を当然しておかなくてはならないと、このように考えて申し上げているところであります。

今も申し上げましたが、不用の論議はやりたくないわけですが、市長の方から具体的に2つの論点を挙げられましたので、質問の本旨には少しそぐいませぬが、これについては、一応反論しておきます。

まずは、火葬場は急がなくてはならない。そのためには、市長が合併当時に、今度は市内6町がひとつの市になったので、今まで辺地とされる位置を今度、どうそれに対応していったらいいかということで、辺地を見て回りました。その時に、火葬場問題がいろいろ難航すれば、光台苑にやってもらうか、こういうことを、光台苑の隣を市の幹部の皆さんと議員が、議員といいましても、議長副議長ではなかったかと記憶しておりますが、バスに同乗した中で、市長が言われたんですね。大変な思慮をして、英断をされるのかと大いに歓迎をしたわけでありませぬ。私は、火葬場を単体でつくれば、今言われているような事業費は、むしろ半減され、助かると思ひます。財政再建の上からも適当なやり方ということになると思ひます。それから、併設の問題でありませぬが、本当にそこに斎場を併設しないと市民の葬儀ができないでしょうか。私は、そんなに緊急事態ではないと思ひます。また、地域コミュニティの存続を図る、こういった意味合いからも、市民の中では、やっぱりコミュニティ活動の昔からの根本的な活動がそうした集落の営みであると、このように言われて、今やその方が地域の皆さん方からは、重視をされてきている状況にあると私は思っております。また、そのことが全くなくなれば、地域づくりはどうなりますか。自治振興を叫ばれるのであれば、私はその点を重視して、そこに支援をするのが行政のあり方ではないかと思ひます。大変な経費を払って、おおげさに扱わなければならないような、安芸高田市の状況をつくるのであれば、これは市の発展も均衡もありませぬ。私はこのように見ております。でありますから、まずは、改めて本当に火葬場だけなら、これくらいの費用で済むが、併設すれば、これだけかかるといったようなことを、市民に私は改めて問うだけの、市長には勇気が必要であり、その点について、市長は考えを問うのはもう無理だと思ひます。どこまで行きますとも私の併設論とは別の主張で、平行していくと思うわけでありませぬが、実は、もとの質問に戻ってみたいと思ひます。ここだけは、確認をしておきたいと思ひます。質問をいたしました、この市民と行政が奏でる協働のまちづくりは、一体どのように考えておられるのか、これについて、民意を問う機会を持たずして、どうして、協働と言えるのか。これがまず第1です。

その2は、市長の言われる協働のまちづくりは、市民の意向がどこにあっても、それを度外視して、一方的に進めていくことが協働のまちづくりであると理解しておられます。私はそのような理解をしておられないと思いますが、改めて確認しておきたいと思っております。

どうも協働のまちづくりということがどのような意味を持って、意味があると見ておられるか理解ができませんので、広辞苑を開いてみました。この辞典を見ますと、協働とは協力し合うこと、読んで字のごとくであります。しかし、さらに協力とは、ここを見てみますと、心を合わせて物事をする、このようになっています。心を合わせて物事をする。今本当に大多数の市民の皆さんと、心を一つに合わせ、この事業推進ができると思っておいでなののでしょうか。例え、例えですよ、よいことでありましても、一方的に事を運ぶことが、市長が物事をした注釈は、広辞苑のどこを探しても見当たらない。そこらについて、どのようにお考えかお伺いしたいと思います。

○松浦議長

ただいまの再質問に答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

最初、この火葬場が計画された時と状況が変わったというご意見、全く、市内に今2つ葬儀場が民間と農協ができております。しかし、実際に状況を見てみると、私は、議員のおっしゃるとおりに講中葬というのは、できれば本当に地域のコミュニティの一番大きな問題でありますので、講中葬というのは残っていくのが一番望ましいと、このように思うわけでごままして、葬儀場をつくったから全部講中葬をやめて葬儀場に来てくださいという気は全くございません。できれば講中葬を続けていただき、あるいは地域の集会所を使った葬儀も、最近をよくありますので、そういうものはやはり今までのいい慣例として、残していただきたいということをまず申し上げておきたいと思っております。しかし、最近の状況を見てみると、どうしても葬儀場でやるというのが、ボツボツ増えてきておるといことです。というのは、いろいろ事情はあると思いますが、この間も高宮の船木というところで、我々と同じくらいの人々が急遽亡くなって、息子が帰ってきて、三次の葬儀場でやるということをやったようです。なぜそういうことを言うかといえば、外へ務めていると講中勤めはできず、私も三次へ勤めているので、三次の葬祭場を使ってもらいたいと講中の皆さんにお願いをしたということなんです。したがって、そういう問題が各地で出てくる可能性は、今後あると思っております。そういうこともございますし、ご存知のように、旧6町でも、多いときには、冬に一遍に3つくらい葬式が出るときもあるわけでごままして、安芸高田市全体からいうと、多いときには、5つも6つも葬式が出る日もあると思っております。民間が使えないときには、併設の葬儀場も使ってもらおうと、そういう、私は市がつくる葬儀場は儲けではございませんので、福祉の施設として考えていただきたいと皆さんにも申し上げておるわけでごまします。光

台苑の話が出たので、ちょっとお話を申し上げますと、これは美土里と高宮の共同の葬儀場を光台苑といいます。これは高宮町の来女木にあるわけであり。私はそのときに、町長になる直前で、議長をしておりました。今から27～28年前の話ですが、私も地元の議員として、地元の来女木に持って来るのに随分苦労しました。苦労をしましたが、結果的には、随分反対があったわけであり。先ほど申し上げましたように、市長、火葬場の持って行き場がないのなら、光台苑に持って来いと言って、地元の者が、この間も言うんですね。どうしてかといえば、それは、便利がよく、葬式をするにしても、それから、今度、火葬場が併設をするということになると、そんな心配も一切いらない、今まで二十何年、光台苑の近くにおいて、まあまず問題はないというような話をするものですから、そんなことを言わないでください、今さら安芸高田市の火葬場を光台苑へ持って来るわけにはいかない、吉田町につくるということになっているので、しかも、町長がひっぱってきたとか市長が言われたのでは、私は顔がたたない。というような笑い話もしたわけですが、実際にやってみれば、地元の人は、非常に便宜をこうむっておられ、この間も、丹比の人に聞きましたら、葬儀場がないのなら火葬場はいらない。葬儀場があるので、便宜を満たしてもらおうと思うというような話もあったわけで、いろいろ、亀岡さんの論議もありますし、地域のいろいろな論議もあるわけなので、その点はひとつご理解を賜ればと思うわけです。市長は、住民と話し合いをしながら協働のまちづくりを一番の真に据えておると、こういうお話ですが、私は協働のまちづくりというのは、新しい市の行政のソフトの一番大きな中心に据わるんだらうと考えておりました。この間も、先週、中国地方整備局が主催をした中国地方の元気の出る地域を考えていくというシンポジウムが、広島八丁堀シャングレテでありましたが、そのときも、パネラーで出てほしいということで、パネラーで出させてもらいましたが、やはり、私がパネラーに選ばれたというのは、今、合併した市町村の中で、地域コミュニティや住民との対話というのが、一番薄れており、それがないと非常に広域になった市の意味がないと、住民を吸い上げる組織もないということで、そういう意味では安芸高田市は32の地域振興会をつくりながら、まだ、十分とは言えませんが、一生懸命頑張るといふことの、評価を受けて私はシンポジウムのパネラーに選ばれたのではないかと思うわけですが、私は、この住民との対話というのは、今後一番大きな行政の課題ということ、全然変わっていないわけですが、したがって、さっきも申し上げましたように、最後の1人までOKをもらうのが対話の趣旨ですが、どうしてももらえない場合があります。ある場合に、それではこれはやめたかということになると、そうはいかないというのが行政のサイクルで、しかも、議員さんの大多数は、それで進めろということ、賛成をいただいている状況の中で、最後の

1 人が反対したから、ではやめましたというわけにはいかない行政の立場もありますので、そこらをひとつ、ご理解を賜りたいと思います。

○松 浦 議 長 以上で答弁を終わります。

再々質問ありますか。

○亀 岡 議 員 議長。

○松 浦 議 長 20番 亀岡等君。

○亀 岡 議 員

大変いいことを市長が言われるんですね。光台苑、本当に2車線も横づけで通っておりますし、最高な条件だと私も思っております。いかにいい事を思っている、実行しなければその成果は出ません。私は、一たん決めたらどうすることもできないということもありますが、今、全国の自治体では、一たん決めた施策でも、大いに見直しを図り対応している。議会を通ったものでも、やり変えているという時代の情勢です。そういったことも、今後、考えていくべきではないか。また、先ほど地域コミュニティの大切さを言われましたが、先ほども、私も申しあげましたように、全くの同感であります。また、誰が最後まで、最後の1人まで、同意を得なければいけないと言っているのか、私はそんなことを言ったことはありません。市民も世論も、それは、いろいろであります。だが、大衆の納得をいただくということが、大切であると、そのようなことを言っているわけであります。今、つくっておかなければ、どうしようもないんだということを言われます。特例債があるうちにつくっておかなければ、こう言われますが、そういったことを、事業の柱に据えていくのを、あるいは、民間はこれから需要が増えれば、施設を増やしたりして、やってくれると言っております。私がいつも農協でも話し合いを行います、そういうことを言っております。また、本市に、この間で言いますと、向原町へ、可部の玉泉院さんが出前で葬儀を行っておるわけです。聞くとところによりますと、平安祭典の葬儀もあるように聞いておりますが、時代は大きく変わってまいります。葬儀の仕方も変わってまいります。市が今これをやらなければ、どうしようもないというような時代ではありません。いかに財政を節減し、まだまだ、市をこれから維持し、発展させていくには、今市長さんは、葬儀場は将来にかけての市の発展策だといわれますが、私は正反対であります。確かに葬儀場は必要であります。これは、今からの商業の領域に入っていく分野であります。ですから、初めから葬儀場の運営を市はやるとは言ってないではありませんか。施設をつくるだけだと。この間も、広報あきたかたに書いておられますね。

柳井市を手本にしていくといわれますが、柳井市は、死亡者が出た、まずは、講中と組といますか、そこと、業者に連絡をする。一切業者が葬儀を執行していく。こういうことですね。柳井市の広中課長さんに会って帰りました。市は、一切葬儀料金がどうかというのは、いろんな葬儀が行われても、一切関与しない。ただ、会場費だけはもら

う。こう言われました。私と、もう一人の、2人で参ったわけでありますが、そのような話を伺ってまいりました。全くそのように市の広報に書いてあります。

このようなことですが、私が言いましたのは、反論はいたしましたが、これは市民にとって本当に急がなくてならないことではないのです。緊急事態ではありません。それよりも、今、少子化と高齢化が進む中で、まだまだ、大きな金をつぎ込めとは言いませんが、対策をしなければならぬ緊急課題が全国に山積している。これを本気でやらなくてどうするんですか。いくら、葬祭場が余計あっても、それは、少子化を精を出して、高齢化を精を出してするわけにはなりません。市が葬祭場基本計画に出している人口動態を見ますと、もう17年先でも、人口は2万6千になるという数字を出しておられます。2万6千人、まさに、美土里町分がなくなるんですね。こんな中で、行政も議会も、今、葬祭場をやっておかないと、先ではどうしようもないんだと。農協もどんどん開けていっている中で、本当にこれがふさわしいのでしょうか。平行線でありますから、あえて、だらだらと申し上げることは控えさせていただきます。

以上で私の質問を終わります。

○松浦議長

ただ今の再々質問に答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

この火葬場問題というのは、合併協議会の中で決められた、まず、急いでやるべき課題が3つあったわけでありまして。1つは、向原町へ特別養護老人ホームをつくるという問題、2つ目は、いずれにしてもこのままではタコの足の序舎になるから、第2序舎をつくって職員を1カ所へ集めると、将来効率がよい行政ができる。併せて吉田町には、古い40年くらいの文化ホールしかなかったもので、どうせやるのなら、文化ホールも一緒にやった方がいいのではないかということで、これが2つ目の課題であったわけです。3つ目の課題が、火葬場という問題であったんです。この3つは早急に合併建設計画の中でやるという、今頃、箱物というのは余りやる時期ではありませんので、私は、この3つの箱物ができたら、当分やっぱり箱物というのは、できないのではないかと、財政的にもそういうことを考えております。ですから、よっぽど、財政的な先ほどのような合併特例債が使えるようなものが出てくれば、それはできるかもしれませんが、今の財政状況では、とても箱物をつくるという状況ではないわけです。したがって、この合併特例債も10年過ぎたら、これは自動的に切れるわけです。それは、合併を推進するための1つの国の大きな施策であったわけです。ですから、これは、未来永劫に続くわけではないわけで、当初から、合併特例債の恩典というのは、10年で切れるということになっていました。既に4年が合併してきておりますので、私は、今つくらずにおいて、将来を見てということになると、10年なんかすぐ過ぎてしまうという

こととございますので、私は、この際、特例債のある間に、ひとつの課題の解決はしておきたいと思うわけで、先ほど来、民間ができたではないかという話がありましたが、それは、十分承知をしておりますし、そういう状況の中、民間ができたが、葬斎場を併設することがよいか悪いかというのは、二遍も議員の皆さんの合議を、大体意見がよいということですが、この問題は、あえて二遍議員の皆さんのご意見も伺って、それは、今しなければいけないのでやっておいた方がよいだろう、将来やることになると、財政がもたんということで、議員の皆さんのご意見も聞かせてもらってやったというようにいきさつがありますので、亀岡議員さんのご意見とは、なかなか一致するところはないわけとございますので、先ほど廊下で、あなたとはいつまでいっても、どうも平行なので、こらえてくださいという話はしましたが、そういうことで、ひとつご理解を賜りたいと思います。

○松 浦 議 長

以上で答弁を終わります。

これをもって、亀岡等君の質問を終わります。

続いて通告がありますので、発言を許します。

1 番 明木一悦君。

○明 木 議 員

あきの会、明木一悦。通告に基づき、一般質問を大枠2点についてお伺いいたします。

3月16日の新聞で2009年度には、収入が支出を上回り予算が組めない状態になるという来年の見通しが、報道によりこのような形で報告されております。

その内容を受けた市民は、第2の夕張市になるのではないかと不安を抱えています。

平成18年度安芸高田市各会計歳入歳出決算審査意見書にあります、監査意見では行財政経営の視点に立って、行政組織や運営の効率化を一段と図り、財政の健全化を進めながら、質の高い効果的な行政サービスを提供されるよう希望するものであると締めくくられています。私も合併時から安芸高田市の将来の財政推移に不安を抱き、1円からでもいいから自主財源の拡大を行うために合併当初から一貫して、自主財源確保に向けての提案として、例えばホームページの広告宣伝費収入や観光のネットワークによる交流人口の拡大で、市内経済効果、農業の活性化と経済効果、また環境問題対策を考えたバイオ燃料の開発。旧庁舎、旧町庁舎に残る備品または財産のオークションによる売却収入。市の所有する遊休地の売却や借用。旧町庁舎の貸しオフィス化などの家賃収入など、いろいろな角度からの取り組みを提案してきましたが、比較できる人材、財産、財産が活用できるマネージメントに欠けているのか、もしくは財源拡大の必要性の意識が少ないのかわかりませんが、なかなかそういうことに取り組みされていないように考えます。また現時点で、市の方針また先ほどの市長の答弁でも現在の考え方の中にありました取り組みは、交付金や補助金、有利な借金な

どによる依存した財政運営を行い、新市経済計画には計画されていなかった事業の取り組みなどで、合併後も借金が増えてきているのではないのでしょうか。それに対して自主財源の拡大は行われていないように思われます。今や地方自治体も経営的視点に立ち、やはりお金を使う計画を立てるのであれば、有利な借金を考えることも大事ですが、その支払いが借金返済に向けての資金調達計画を行うことも当然のことではないのでしょうか。ここで言う資金調達は財源拡大のことを言っています。

民間事業や家庭においてもそうすることが必要不可欠であり、厳しい現実の中で家計や経営を市民の皆さんは強いられ、生活しているのではないのでしょうか。

昨日配布されました、平成18年度決算資料の安芸高田市総合計画の平成19年度から23年度までの実施計画書や、平成20年度から29年度の10カ年の財政運営方針、財政健全化計画では財源の確保として、国、県の動向や新規制度など最新情報を的確に把握し、最も有利な財源の確保に努めるとされ、やはり財源は限りなく100%国や県に財源移譲をした形の施政方針で示されているのではないかと思います。

また新たな財源確保対策の検討としては、市の財産の有効活用による新たな財源の確保と、廉価な広告額の提供による地元企業などの振興に資するため、ホームページなどで企業広告を要求する。また公共施設の命名権の売却などについては、様々なとらえ方がありますが、あらゆる広告媒体の可能性について検討を行います。とされていますが、これにつきましてはまだまだ課題もありますし、市内企業だけに頼るのでは限りがあるのではないかと思います。

これで本当に本来、合併時に行わなくてはならない、合併時に取り決めた新市建設計画の事業推進が遂行できるのでしょうか。非常に厳しいのではないかというふうに懸念をしています。

そこで、これまでの市政においてこの将来的な危機を乗り越えるための政策として、これまで自主財源の拡大政策にどのような取り組みを行い、それに基づく自主財源拡大予想推移と市民サービスや負担に対する効果など、どのように分析されているかお伺いいたします。

第2問目の質問は、開票事務についてです。開票事務、選挙開票事務の効果についてお伺いする上において、確認をしておかなければならないことがあります。それは開票事務の迅速化に取り組むことが公職選挙法第6条1項で、選挙の公平性、正確性を求め、2項では迅速性を求めていますことから、開票事務は正確かつ迅速に行わなければならないことをまず定義づけています。

また地方自治法第1条では、地方公共団体における民主的にして、能率的な行政の確保を図ることを求め、第2条では事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に務めることに最少の経費で最大の効

果を上げるようにしなければならないとし、常にその組織及び運営の合理化に努めることを求められています。したがって開票事務の迅速化に取り組む意義とは、民主主義の向上を図り、自治を実現するための原点であって、その事務のひとつである開票事務はこの目的を達成するために正確で迅速に行わなければなりません。そこで開票事務の迅速化に取り組んだ自治体に現れた効果について調査してみますと、選挙人に結果を早く知らせることができた。経費削減につながった。職員の疲労の軽減につながった。正確性が向上した。職員間に一体感が生まれた。PDCサイクルを回すことで、職員みずから考え実践するようになった。などの結果が出ています。これを本市に照らし合わせてみますと、やはり高齢化の進む本市におきましては、市民の疲労や健康のことを考えると、早く知らせることができることが大切ではないかと考えます。また財政難である本市にとっても大きな経費節減につながると思います。職員の疲労を軽減されることがミスなどを避けることができるのではないのでしょうか。

本市におきましても平成18年度、主要施策の成果に関する説明書、24ページ選挙管理委員会事務局の成果とその並びで投票事務と開票事務を精査し、公職選挙法に基づいた適正かつ効率化な選挙の実施について検討した。次回の選挙においていかに開票時間を短縮するかが今課題となっていると報告されています。そこで本市における16年と19年の参議院選挙を比較した場合の従事者数を比較しますと、117人から87人に30人の減、執行経費決算額は263万7,944円から127万1,517円に136万6,427円の削減がされ、1票当たりにかかったコストも約77円削減され、1人の職員数は約151票から約203票と52もの処理能力の向上が図られていることは、これは18年度の課題の検討から、ここで言われますPDCが行われた結果ではないかと評価できます。しかしながら全国的に見ますと、開票スピードが一番速かった長野県小諸市で2万2,886票の処理に1時間39分。安芸高田市においては、561番で1万7,653票の処理に4時間51分かかっています。ちなみに近隣の三次市では3万1,716票の処理を1時間48分で、全国の2番目で早かったそうです。

ハイクオリティ、高い品質の行政サービスや事務事業、職員が求められているのは、今や民間企業だけにとどまらず、先日行いました行政改革特別委員会の懇談会におきましても、議会及び議員に対して市民の皆さまから品質の向上、二元代表としての行政チェック機能や政策提案などできる、ハイクオリティな議会並びに議員が求められていました。地方自治体においてはハイクオリティ、高品質な行政サービスや事務事業が求められており、ここでいう高品質な自治体の事務とは民間事業においてもいえることですが、作業のスピードと正確さ、そしてコスト管理です。

そこで今回事務事業改革の一つとして取り上げましたが、この開票事務のスピード化について来春行われます、市長並び市議補欠選挙における選挙事務を今以上に、迅速にまた正確に効率化されようとしているのか、またそれにおける目標値はどのくらいで行われているのかお伺いします。

以上答弁によりましては再質問を行います。

○松浦議長

ただいまの質問に対しての答弁は、13時から受けたいと思います。したがって、この際13時まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時56分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長

それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま休憩前に質問のありました明木一悦君の質問に対し答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

ただいまの明木議員のご質問にお答えをいたします。

誰もが心豊で幸せに暮らせる、住民と行政が奏でる協働のまちづくりをめざし、本市の将来像である人輝く・安芸高田を実現するためには、市民ニーズ、重点施策への対応と財政の健全化を両立させる必要があります。長期的な視点に立った計画を策定し、将来にわたって持続可能な財政構造の確立をする必要があると考えております。

起債の拡大につきましては、平成16年度までは、これまでに借り入れた地方債に対する元金償還よりも新たに借り入れる地方債の額が多いため、起債残高が膨らんでまいりました。平成17年からは、投資的事業費の抑制を図り将来の減少に転じているところでございます。

自主財源拡大につきましては、下水道使用料の統一などを行い、主に合併後の新市の一体感の醸成を図りながら調整してきたところでございます。

本年度は、普通財産の売却など収入確保対策を行なってまいりますが、より計画的に実行することが必要であると思っております。

このため、歳入確保対策として歳出削減対策を図り新市建設計画の着実な進捗を図るための指針となる財政運営方針・財政健全化計画、財政運営計画並びに投資的事業の長期総合計画実施計画を策定し、今定例会にて報告をさせていただきます。

主な内容としては、歳入であります自主財源拡大予想推移について、市税等徴収率の向上、未利用用地の処分・貸付等の有効活用、受益者負担の適正化、新たな財源確保対策の検討の項目について目標数値を掲げて取り組むこととしております。

また、歳出につきましても行政改革実施計画・集中改革プランと整合性を図り、内部努力による経費削減の徹底を行いながら、事業の必

要性・効果・優先度の観点から抜本的な見直しを行い、市民にとって真に必要な行政サービスを提供したいと考えております。

議会でのご意見を伺いながら、効果を分析し次年度以降の予算編成に反映させてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、選挙における開票事務の効率化についてのお尋ねでございますが、今回7月29日に執行されました参議院選挙におきましては、三次市の開票作業の手順やアイデアなどを取り入れ、これに取り組んだところでございます。

特に開票時間の短縮を図ること、開票作業に従事する職員一人ひとりが効率的な作業を心がけて、他の職員と連携を密にすることを目標に置き、開票事務全体を管理したところでございます。

結果としては、3年前の選挙と比べ、従事職員数を30人削減する中で、開票にかかった時間を3時間余り短縮することができ、総合的に見ても県内他市と比べて上位に位置づけられることができたと考えております。

しかしながら一方では、比例代表の開票に多くの時間を費やすことになり、反省すべき点があったと考えております。原因は、候補者名や政党名を記した疑問票の処理に時間を要したため、今後の課題として、時間短縮のための研究をしてまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、選挙事務の執行は、正確であると同時に迅速であることが第一でありますので、今後とも一層事務の効率化に務め、経費の節減に結び付けていきたいとこのように考えております。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

再質問ありますか。

1番 明木一悦君。

○明木議員

まず財政改革について、財源拡大における取り組みについてなんですけど、確かに、いろいろ取り組みを今回しようとしてされている中で、先ほども何回も申しましたけど、今回示されている財政健全化計画や実施計画など財源確保に向けての内容は非常にまだまだ乏しいのではないかなと考えます。ただ、これは資料を配られてまだ内容説明をまだ受けてないわけなので、これについては、決算委員会でも取り上げてしっかりと、決算委員会であれば一問一答でできるわけですから、ここでは半分しか聞けないということもありますので、そのあたりでしっかりお伺いしていかないといけないと思いますけど、ただ、やはり、今の市長の考え方をお伺いした中でも、市で掲げられておる貸付使用料というのがありますけど、実際にこの人口形態の推移を見ますと、先日もあるところその内容について耳にしたわけなんですけど、20年後には大体9千人が減り、大体2020年あたりでは、9千人という人口が減ってしまうという中で、2万5千人ぐらいの人口レベルになってしまうわけです。そうなったときに、本当にその市政といわれても、合理化もしていますし、やっぱり、介護保険、老人保健等の

負担が増える一方で、市税の方がどんだん少なくなっていくのではないかなと考えます。そのためには、もっと、人口を増やしていくなり、交流人口を求めて、そういう経済効果を出して、財源をつくっていくことが望まれるのではないかなというふうに考えます。そのあたりについて、もう一度、市長の考えをお伺いするわけですが、例えば、副市長によいアイデアがあれば、そのあたりも聞いていただくと考えますので、お伺いいたします。その中で、やはり、支出の削減というのもありました。

今回2問目で挙げています、開票事務ですが、確かに、本市でも取り組まれ、実績も上がってきていると思います。しかしながら、中にはいろいろとまだまだ細かいところで、改革できる内容があるのではないかと思います。県内においては、早い方であると言われてきたけど、三次と比較した場合は、非常にまだまだ差が開いているという状況があるというふうに見受けます。そして、まだまだ、事務事業改革に取り組んでいくと、やはり先ほども言いましたけど、今回は県の選挙管理委員会なりの指導のもと、こういうことに取り組むという通達もあったのではないかなというふうに聞いておりますけど、そんな中で、136万6,427円という、非常に大きなお金が削減できたわけです。それくらいの額があれば、市民サービス、特に高齢化していく中で老人集会所など、今からバリアフリーのトイレなんかも必要になってくるのではないのでしょうか。それでだけの財源があれば2件か3件くらいの対応もできるのではないのでしょうか。そういう細かいところでどんだん削減をしていくことが、今後の住民サービスの向上にもつながってくるのではないかなと思います。

先ほどの答弁の中でありました、人材的なことも言われたわけですが、人材、人が財産ということなんですけど、個人能力が向上して、意識力をもっともって上げることによって、組織力が上がってくる。そして人材育成の仕組みの確立が急がれているんです、そういう中で。やはり、職員の意識を改革すると、いろんなアイデアが出てきて、今回のような、開票事務についても改革が進み、そういう小さな中でも、アイデアが生まれてきて、経費削減ができるのではないのでしょうか。やはり、職員の能力を最大限に生かすための、組織、システムや自由な発想のもとで、職員一人ひとりが意見を言える環境が、この合併3年を経過した中で、本当に整っているのかどうかというのが疑問に思われます。このあたりについて、どのようにお考えかお伺いします。

以上です。

○松浦議長

ただいまの再質問に答弁を求めます。

まず、市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

ただいまのご質問でございますが、人口が減っていくというのは、やはり、日本全体の流れの中で、都市部は人口が増えていきますが、そのほかのほとんどは、人口減少社会に入っていくということであり

ますので、人口を大幅に増やすというのは、少々の政策では追いつかないというように私は思います。我々がまず考えるべきは、非常に広島市、それから東広島に近いという立地がございまして、その立地をうまく利用できるような交通体系を早くつくっていく。今、やっております54号のバイパスの早期完成、また、東広島高田道路の早期完成、そこらができれば、その大都市、大消費地に近くなることによって、いわゆる二地域居住という、国土交通省が新しい全総の中でいっておる言葉であります、二地域というのは、例えば広島に住んでいる人がセカンドハウスを安芸高田に求めるといって、こういう考え方ですが、この逆に、安芸高田に住んで広島に通勤するとか、そういう逆の二地域居住というのが、私は可能になるというように考えていまして、そこらに道路交通網の整備に力を入れていく、今後の必要があるかと考えておりますし、また、現在の安芸高田市の組織でよいかどうかという問題は、合併当時からあったわけです。市といっても3万4千余りの市というのは、全国的にみれば、3万台の町や村があるということで、そういう点ではもう少し市役所の中の組織を、スリムにすることが必要である。そのまず手始めとしては、合併以来100人職員を減すということをやっておりますが、もうあと2年くらいしたら、これが実現できると思っておりますが、しかし、そういう中で、だんだん分権がきて仕事は増えるということがありますので、その中で少ない人数で効率的な仕事ができるシステムをつくっていくと、それが今回10月1日から発足いたします、いわゆるグループ制の導入であろうと考えておまして、グループ制にもいろいろ課題があるわけがあります。やるその組織と申しますか、やる本人がその気にならないと、なかなかこのグループ制もうまくいかないということですが、いわゆる、グループでいろいろ仕事を手分けをして、よその部署の仕事も手伝えるようなそういうシステムができれば、職員はかなり力が発揮できるようになるのではないかなと思っておりますので、そういうところの、今、整備を考えておるところです。

そのほかに選挙の問題についても、いろいろ今回の反省があるわけがございまして、最後の段階の疑問票に随分時間をとりまして、担当の部課長の方から、そこらをもう少し、詳しいことについては、説明を具体的にしていきたいと思っております。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

副市長 増元正信君。

○増元副市長

市長の答弁されたとおりでございますけれども、それをいかに我々が具体化していくか、というのが事務方の務めであろうと思っております。

人口減少化社会を迎える中、どうやっていくのかということにつきましては、合併来からの大きな課題でございまして、新市の建設計画、あるいは新市の総合計画の中で、計画としてうたわれているわけがございまして。先ほどの市長の地の利を生かしたその地域性を生かした6

町の特徴を出して、やっぴいこうということございまして、私が思いますのに、それぞれの地域にそれぞれの宝といいますか、特色があるわけございまして。そのことに、やはり我々も眼を向けて、地域の中でそれぞれの取り組みをしていただいているわけですから、そこを核に膨らましていくということが一番大事だというふうに思います。

先般の女子プロのオープンにしましても、20数団体の中から、産品を持ちよられるという、そういう力は地域の中にあるわけございまして、それをいかに組み合わせるのかということが、総合計画等にもうたっているわけございまして、それを着実に各部等連携をとって実行していきたいという思いでございます。

以上でございます。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

選挙管理委員会事務局長 高杉和義君。

○高杉選挙管理委員会事務局長

それでは、具体的に参議院選挙におけます、比例の開票作業の中で、特に疑問票につきまして、時間がかかったということでございまして。これは三次の例でいいますと、弁護士さんあたりを雇いまして、その方を中心に、早期に開票事務整理をやられたということもあります。本市におきましては、選挙に精通した職員でもって、開票の中の疑問票については、それぞれ取り組みをしてまいりました。結果といたしましたら、その判断に時間がかかったということでございまして。特に、選挙制度そのものが、政党から、個人の候補者の名前を書くという、記入していくということで、選挙そのものの事務も変わっていきまして、また候補者の名前が、どの政党に入っていくのかということで、大変に複雑になっている部分もございまして。反省といたしましては、事前に疑問票に対して、ある一定程度の線が示されているわけですから、そういうふうなことを積み重ねながら、今後におきましては、事務を進めてまいりたいと思います。

それと、選挙経費でのお尋ねがったと思いますが、今回の選挙におきましては、ほとんど国の方からの選挙経費で賄っていく内容になっております。ただ、市単独であります選挙につきましては、市費を投じるわけですから、選挙事務の短縮をして、正確にかつ迅速になおかつそれが進んでいきますと、経費の削減につながっていきますから、議員おっしゃられるように、他の経費にふり向けることができるということございまして。

いずれにしましても、なお一層、時間の短縮を含めた選挙事務の迅速化に取り組んでまいりたいと考えております。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。再々質問ありますか。

1番 明木一悦君。

○明木議員

最後の質問になるわけですが、今の市長の答弁の中で、セカンドハウス、もしくは、こちらを基準として市内へセカンドハウスを持っていくという、そのための道路整備と言われました。確かに道路整備

というのは重要なことかもしれません。しかし、そうやって住んでもらうためには、魅力のある土地、地柄にしないと、それはだめなわけで、8年後もしくは10年後には、道州制がやってきます。その時に、魅力がなければ、どんどん寂れていく一方で、本当の道州制になったときに、どういう形でこの自治体が残っていくかというのはわかりませんが、そうなったときに、もし国の方から、どんどん財源がなくなっただけの場合に、本当にやっていけるのかなという心配をしています。

そこで、最後の中で聞くわけですが、やれば、今後市長の私案なり、今思われていることでいいんですけど、どのような魅力がこの安芸高田市でつくられて、これから5年10年先に、人口をそれが増やす起点とできるのかどうかというのを伺いたいと思います。

それと、組織についてですけど、確かに10月1日から行われます。先ほど言われたのは、そのとおり私も職員の意識次第でいろいろとこれはグループ制を導入しても、意識次第では、いろいろな形が変わってくるのではないかというふうに思われます。今、言われたように、組織の体制が他を支援していく、いうなれば、クロスセクショナルな組織体制をこれからつくられようとしているわけですが、それについては、今までいろんなところで取り組まれているクロスセクショナルな組織図をやっている企業がありますので、そのあたりの事例も是非参考にさせていただいて取り組みをしていただければ、意識も変わってくるのではないかなと考えます。そのあたりについて、最後の質問ですけどお伺いいたします。

以上です。

○松浦議長

ただいまの再々質問に対し答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

地域にどれだけ工場が立地しておるかという指標は、製造品出荷高で見る方法が一つの方法であろうと思いますが、ちょっと最近の分はわかりませんが、2年くらい前のデータで、私は人から教えてもらって初めて認識をしましたが、合併した安芸高田市全体の製造品出荷高が、旧三次市を追い越したというお話を聞いてびっくりしました。調べてみたら、その前もそうであったということでありまして、私は案外広島市に近いということで、安芸高田市の中はかなり工場が立地してきましたが、そのことは、まわりの方がよく言われますが、出るのも込むが、出る以上の、こっちに上がってくる車が朝込むというようなお話をよく聞いておりますので、そういう点では、やはり大都市に近いひとつの立地が生かされているのではなかろうかと考えております。

したがって道路網の整備は今後とも大事なことであろうと思いますし、またご指摘のように、魅力ある地域をつくっていくという明木議員のご指摘がございました。まさしく、今後の地域づくりというのはそういうものをつくっていかなければ、競争に勝てないということ

はあるわけですが、本年度から農林水産省が新しい施策として、来年度から出してくるのに、学校の児童生徒を一定の期間、農村に送って農業体験をさせるという政策が来年から出てくるような状況になっております。そういう点からいえば、安芸高田市というのは、かなり、いい立地にあるのではないかと思いますし、新しく青少年健全の、県から譲り受けたセンターもそういう点では、本来の利用以外の利用方法も出てくるのではないかと考えておりました、魅力ある地域とはどういう地域かということがなかなか私のところでは今即答ができないわけですが、ひとつはそういうような先ほど申し上げましたような農業体験のできるような条件の整備をやるとか、あるいは、今やっております地域振興会を中心にした、本当にコミュニティの豊かな地域をつくっていくと、そういうものが今後地域づくりの中で、必要でなかろうかと考えておるところでございます。

○松浦議長

以上で明木一悦君の質問を終わります。

続いて通告がありますので発言を許します。

13番 金行哲昭君。

○金行議員

はい。政友会、金行でございます。

私は先日提出しました大枠2点、財政の公表についてと住宅修繕について質問をさせていただきます。

先ほどから財政のことは出ております。財政、財政と聞かれると思いますが、今財政を聞かなくては、いつ聞くのか。歳出はどうしていくのかという思いで質問をさせていただきます。

地方公共団体の長は条例に定めてありますように、年に2回歳入歳出の執行状況、財産、地方債及び一時金の借入金の現在高、等々の公表をしないといけないので我が市もやっております。我が市は安芸高田市財政状況の公表に関する条例としまして、条例第47号で歳入歳出予算の執行状況、財産地方債の一時金借入金の現在高、住民負担の概況、公共事業の経理の状況等々を5月並びに10月にわけがわからないといたら失礼ですが、掲示板で見られる人は見ておられますので、例えば通常、欄列にあって市民の関心が薄くなっているのは、これは市の関心が少ないんですね、この厳しい財政のときに。これは厳しいなら厳しいほど、今なら今、市の財政を市民にわかってもらうときではないでしょうか。

そこで私が提案します。我が市では毎月立派な市の広報紙を出しております。その市の広報紙に市の財政のシリーズを掲載したらどうでしょうか。財政の危機でありますので、平成22年に財政のピーク、一番危険といえますか、大変なときになる。行政として何にもしなかったらこれは財政も苦しくなるし、しないわけにはいけませんね。どんどんどんどん生活していく、いろんな住民も介護も福祉も教育もありますので、現実の市の財政に関心を持ってもらってご理解をしてもらおう。このご理解こそが、我が市の発展と伸びていく根本だと思いま

す。私がこの財政危機が今でこそ、財政の実態を市民に知っていただくために、今言ったように広報紙にシリーズとして、例えば市の人件費とか借金とか補助金手数料、収入の内訳等々をわかりやすく、例えばグラフ、図面、絵にしていき、市民にわかりやすくしたらどうかいうのを私は提案します。

それ以外のものがあれば、言ってみてください。それが1点目です。

2点目としまして住宅改修でございます。高齢化の住宅改修、介護の貸付また補助、障害者の住宅改修でございます。住宅のバリアフリーの改修を行うときに、要件、減額割合、適用範囲、申請方法等はいろいろ本に載せてあったり、インターネットで調べたら出てきます。それを利用される方は、まあ、見られない場合もありますし、そこらの方法がどうなっているのか、また重症になったらどうすればいいのかいうのをちょっとお聞きしたいわけです。なぜかといいますと、この前50歳ぐらいの奥さんとお話したときに、金行議員、新しい庁舎ができましたが、うちの家の場合は高齢者が86歳で直すのに大変だと言われて、貸付もあると言ったら、本当ね、知らなかったということがございましたので、知らない方もいらっしゃるということで、そういうことをお知らせして、今どうなっているかというのを2点お聞きします。

答弁によっては自席で再質問させていただきます。

○松浦議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

ただいまの金行議員のご質問にお答えをいたします。

財政状況の公表につきましては、安芸高田市財政状況の公表に関する条例に基づいて、閲覧によって公表されることになっておりますが、より多くの市民の皆さんに関心を持っていただくために、自宅等でもご覧いただける安芸高田市ホームページにおいても掲載をしております。

議員ご指摘のとおり条例が求めています公表内容は、多くの情報があることや、なじみが薄い行政用語が使われていることから、市民の皆さんにはわかりにくい内容である感じもしております。

このため、財政状況により関心を持っていただく取り組みとして、市の資産や負債の情報を把握できる貸借対照表、並びに行政の活動をトータルにわかりやすく説明する観点や行政改革を推進する観点から、人的サービスや給付サービスなど、資産形成につながらない当該年度の行政サービスを説明する行政コスト計算書を試算いたしまして、今定例会で報告させていただくことにしております。

これらにつきましては、多くの情報量があり限られた紙面を利用し、いかにわかりやすく連載するかは課題もございますが、広報紙を活用し情報公開するようにしたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、住宅改修の目的、要件、給付割合、申請方法や平成19年度の申請件数等についてのお尋ねでございます。高齢者や障害者を対象とした住宅改修は現在、給付事業として資金の貸付事業を制度として備えておりますが、特に貸付制度につきましては、今後も同様の制度で継続することが適切かどうかの検討も必要ではないかと考えております。

これらの制度の目的は、安心して快適に自立した生活を送ることができる環境の整備を促進し、高齢者や障害者の居住の安定を図るというものでございます。

なお、要件や適用範囲などの具体的な事項につきましては、福祉保健部長の方から後ほど答弁をさせていただきたいと考えております。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

福祉保健部長 廣政克行君。

○廣政福祉保健部長

それでは私の方から具体的な内容でございますので、ご説明をさせていただきます。

高齢者を対象としました住宅改修は、給付につきましては介護保険の住宅改修費、資金貸付につきましては高齢者住宅整備資金貸付事業で実施しておりますところでございます。

介護保険の住宅改修の対象者につきましては要支援認定、要介護認定を受けておられる高齢者で、対象となる工事は手すりの取り付け、段差の解消、引き戸への取り替え、洋式便器への取り替え等の工事でございます。給付額につきましては同一住宅で工事費の9割相当額、18万円を限度としております。申請方法につきましては事前申請をいただきまして、担当ケアマネジャーに相談をしていただければ利用できるようになっております。ご参考に申し上げますと、平成19年度現在時点では申請の件数につきましては174件でございます。

次に高齢者住宅整備資金貸付事業につきましては対象者は、高齢者と同居するあるいは同居しようとする市民で、対象となる工事は高齢者が使用する居室などの増改築費用で、貸付限度額は420万円、貸付利率は財政投融資率で年3%を上限として、10年間の償還としております。申請方法につきましては事前申請であります。合併以降の利用申請は現在ありません。

次に障害者を対象とした住宅改修につきましては給付は、障害児者、日常生活用具給付事業の住宅改修費、資金貸付は障害者住宅整備資金貸付事業、起債対応でございますが、実施をしております。住宅改修費につきましては、対象者は身体障害者手帳を所持しておられる学齢児以上のうち下肢、体幹機能障害または乳幼児期非進行性脳病変によります運動機能障害を有する3級以上の方、また特殊便器を取り替える場合は上肢機能2級以上の方で、介護保険の住宅改修費の対象になる高齢者は除くようになっております。

対象になる工事につきましては障害者の移動などを円滑にする用具

で、設置に小規模な住宅改修を伴うものとしております。具体例といたしましては、手すりの取り替え、段差の解消、床材の変更、扉の取替え、便器の取り替えなどがあるものでありまして、これも給付額につきましては同一住宅で工事費の9割相当額、20万円を上限として1回限りとしております。

申請方法につきましては事前申請をいただきまして、市の窓口で申請していただき、内容を審査した結果給付が適当であると認められれば利用できるものであります。

申請件数につきましては、平成19年度で現在までは先日ありまして1件、平成18年度におきましては1件、17年度は2件でございます。

次に障害者住宅整備資金貸付事業でございますが、対象者の方は障害者または障害者と同居する親族としております。対象となる工事につきましては障害者の専用居室などの増改築費用で貸付限度額及び貸付金利は高齢者と同様に420万円が限度額でございまして、貸付利率は年3%を上限として、10年間の償還としております。

申請方法につきましては事前申請いただきまして、内容の審査の上、貸付を決定をします。現在償還件数が8件ございます。平成18年度に1件、平成19年度に1件を貸付けておるところでございます。なお、啓発等につきましては、ご承知のとおりインターネット等でご紹介しておりますけども、広報等も活用いたしまして、啓発には留意してまいりたいと考えております。

以上であります。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。再質問がありますか。

13番 金行哲昭君。

○金行議員

今、市長、部長に答弁いただいて、粗筋は、住宅改修の方は私は理解できました。以前からもある程度は理解できていたのですが、これは、市民の方にどのように理解してもらって、どのようにこの高齢者に向けて、また、住みやすい安芸高田市を、市民としての、部長が言われたように、広報紙に記載するとか、いろんな方法で、市民にわかりやすくやっていただきたい。

それとひとつ提案しますが、この改装貸付420万と言われましたよね、これは、どういうことですか、420万は。これは提案で私の意見ですが、420万の利子の方の補てんをしたらどうか、このお金を貸したら、利子の方の補てんをするという提案、アイデア等々を思いますけど、そういう考えがあるのか。また、よい考えが、早速取り入れようとかいう、何かあればおっしゃっててください。

それと、財政公表について、いろいろ財政は、市長が言われたようにわかりやすくすることなので、この財政いうのは、ほんまに、今私も言ったように、22年で、一応ピークになる。下水の工事を、市民の方はあせっておられるが、ご理解を得て工事を遅らせて、大勢

を克服していかなければいけないという課題もあって、そういう等々も、広報紙に載せて、ご理解をしてもらえば、なお一層市民の協働のまちづくりになると私は思っておりますので、それをもう一度お聞きします。

○松 浦 議 長 ただいまの再質問に答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児 玉 市 長 貸付金をほかの金融機関で借りて利子補給をする方法の問題ですが、ちょっと私も勉強不足でよくわかりませんので、これは担当部長の方から、そういう方法ができるかどうかということをお答えをしていきたいと思えます。

それから、財政の問題をもう少し、市民の皆さんにわかりやすくご理解ができるように、広報したらどうかというお話でございますが、全く、私も同感でございます、広報紙等でもう少し易しく広報できる方法がないかということは、今後研究をしていって実現をしていきたいと思えますし、まず、地域振興懇談会を本年度も旧町単位に行ったわけでございますが、この旧町単位の懇談会で一番大きな、私たちがお伝えしたかったのは、財政が非常に厳しくなっておるということを、市民の皆さんにご理解を賜りたいということで、この状況で行けば3年後には予算が組めないようになるということも中国新聞にも書いてもらいましたので、それを利用しながら、こういう状況にあるんですというのを、お知らせをしてみたつもりですが、このままほっておけば全くそのとおりになるわけで、今徹底的な内部の行政改革、それから、事業の見直しをしながら、何とか危機を乗り切っていきたいということで、平成22年が一番借入金の償還のピークになるわけで、それを過ぎれば、何とかしのげるのではないかとということで、お話をしてきたわけです。ただし、財政が厳しい、起債、借入金が多いということでございますが、これはうちばかりではないので、全国的にどっこも、同じような状況でございます。それは、バブルがはじけて、国は何ぼでも金を貸してやるから、事業をどんどんしろという政策があったわけです。その政策にのって、全国どっこも、恐らく無駄なことはやっておらんとと思えますが、事業をやったつけが今きておるのが、全国的な流れでございます、我々はいつも申し上げておりますが、この借入金というのは、道路の改修をしたり、建物の改修、学校の改修、あるいは、圃場整備もしたし、上水も下水もやったために、それが全部100%国の補助金はないので、何ぼよくても、2分1補助があればいい方で、後の2分1は、あるいは、3分の1しか補助がないのもありますし、多いのは3分の2、また、2分の1を結局起債で、借りて今のいろいろの道路をつくったり、上水下水をやったりした事業をやった、その借入金が今起債という形で残っているので、結局、結果的にはそれが残ったので、無駄なことをして、借入金をしたのではないので、それは財産として、残っております。どうしても

しなければいけない財産をやったと、その残りの借入金が起債として残っているので、そういうことを、市民の皆さんにお話をして、無駄な金を借りたことはひとつもございませんので、皆さんのために、事業をやって借入金をしたので、ご理解を賜りたい。まあ、極端なのは、ご存知のように夕張のように、いろいろの20くらいの観光施設をつくって、その観光施設の赤字を埋めるために借入金をしたものは、全然ございませんので、そこらをひとつご理解を賜りたいということをして話をしているので、借入れの欄が多いのが罪人のようにとられたのでは、ちょっと不満なところがありますので、決してむだなものは、我々は今までつくった覚えはないわけでありまして、箱物なんかというのは、今後はもうつくる必要がないくらい、大体整っておりますので、後残っているのは、今後上水下水で、どうしても起債を借りなければいけないものが、起こってきます。そのことを、3年でやるところは、5年に延ばすとか、5年でやるところは8年に延ばして、今、検討して合理化をしておるといふところであるわけでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○松浦議長

続きまして答弁を求めます。

福祉保健部長 廣政克行君。

○廣政福祉保健部長

貸付制度の件でございますけども、先ほど、ご答弁いたしましたように住宅改修につきましては、給付事業と貸付事業がございます。

ただいまご質問いただきましたのは、貸付事業の方の420万円を限度としてお貸しをしておるところでございます。今日の合併前のそれぞれの町で、制度化された事業を引き継いでこの事業でございますけども、今日の社会で、市としての貸付としましては、財源は縁故債といえますか、市中銀行からうちの方が借りまして、そのお金を本人の方にお貸しするという的な、財源の確保をしての貸付になります。先ほどのいろいろ滞納整理等もご質問いただいているわけですが、本人の支払いで貸した方もある程度責任もあるというような状況になってまいりますと、そういった貸付制度の本当にこの行政としてのサービスになるかどうかということも見直す機会であると思います。これも、そうはいいまして、住宅改修につきましても、制度的に廃止するとか何とかいうことはサービスの低下とのつながるといふことでもあろうと思いますし、そういった意味では、先ほどご意見いただきました、利子補給なり、そういったひとつの形の考え方も、いろいろな考え方があろうと思います。

いずれにしましても、今からの新年度へ向けての予算編成にもなりますし、ただいまいただいたご意見を、内部で協議いたしまして、また、常任委員会等でもお諮りしながら進めてまいりたいと思います。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。再々質問ありますか。

以上で、金行哲昭君の質問を終わります。

この際、14時10分まで休憩といたします。

午後 1時58分 休憩
午後 2時10分 再開

○松浦議長

それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。
続いて通告がありますので発言を許します。

17番 今村義照君。

○今村議員

議長。

17番、あきの会の今村でございます。今回大枠2点の一般質問をしたいと思っております。

その大枠は市の主要指標目標達成に向けたソフト面の主要施策展開についてでございます。

合併前の新市建設計画、合併後の総合計画におきまして、計画の主要指標として、あえて市の人口を、本来なら現状のもので推移すれば平成26年度には2万7千から3万人程度にすることに、あえて挑戦し、広島市、東広島市に隣接した立地条件を生かし、先ほど来から話題になっております、交通条件や各種サービス提供機能の向上、生活基盤、環境の整備など、各種の定住条件の一層の充実を図り、若者定住や流入人口を増やし、促進することをまちづくりの目標といたしまして、平成26年の人口の目標を3万5千人とした経緯がございます。

しかし現状ではどうでありましょうか。合併後4年後を迎えて過疎化への一歩をたどっているとは申しませんが、このまま保持しておけばその指標は、はるか手の届かぬところへ行ってしまいかねない状況にあると思っております。建設計画や総合計画を立案し、市民に長期的マニフェストとして示したのは、現在の執行部であり議会でもあります。一たんは無理を承知でこの指標をつくった経緯がございますが、しかれども今の段階で計画どおりに行かない。あるいは今のままでは仕方がない。そういったギブアップ宣言は、いかにもまだ早すぎるのではないだろうかというふうに考えるわけでございます。そのために各種施策展開が図られているわけですが、その長期的展望に立った日常がどうも明確な形で市民に示されているかといえ、その点は、はなはだまだ不明瞭であります。その指標作成のためにハードとソフトの事業展開がございます。ハード面では先ほど来、市長の答弁にもありましたが、交通条件あるいは生活基盤、環境の整備、産業就業の場づくり、住宅整備などがございますが、今回の一般質問ではソフト面から見た市民の健康づくり、子育て支援という観点から、その主要指標に達成に向けた政策の方向づけを明確にしたらという提案を行い、市長の見解を求めたいのでございます。

まず大枠1番目として、健康づくりのための施策でございます。健康づくりは、健康寿命を2年延ばす介護医療にかかる費用削減を具体的に目標設定をして、市の総合的施策展開をされないかという問題で

ございます。

1点目に医療費、介護費用の将来目標設定値を、このことについて考えてみたいのでございます。国保療養費の関係費、当年度の予算額では、約41億1千万円。老人保健特別会計の医療の消費額は約52億3千万円。そのうち両方の関係する一般財源の関係費は、12億6千万円も利用しておられます。そのほか介護研修サービスのサービス等関係費は29億7千万。これの一般財源の関係費は8億2千万でございます。医療費、老人保健医療費、介護のための費用は驚くなかれ、総計123億1千万円を要し、一般財源を20億8千万円とも必要となっております。かような状況の中で、安芸高田市の今後の厳しい財政運営が余儀なくされることに、これまでとられてきたハード事業からソフト事業への転換へと早期にシフトを変えて、政策遂行をされるべきだというふうに考えるわけでございます。市民のすべてが健康で生活できれば、この上ない幸せであるわけでございますし、増大する医療費の削減化に向けた施策は、一朝一夕では不可能でございますので、中長期的すなわち5年10年のスパンで具体的な目標設定値を掲げ、仮に5年で10%、10年で20%削減し、先の数字12億円あるいは25億円に調整すべきだと考えますが、その見解を市長に求めたいのでございます。

先般、プロサッカーリーグのJリーグが現在31クラブでございます。この31のクラブが地域の高齢者の健康維持のために、Jリーグ100歳計画と称しまして、各クラス単位で健康チェック、健康タイトル、健康栄養講習会、健康教室などを、そういった各事業で地域密着型の事業展開をこれからするということが出ておりました。これはもとより、高齢者の医療介護にならないような各種事業展開を行うということでございます。

日本は長寿世界一で2006年度では、ご承知のように平均寿命は男性で79歳、女性で85.8歳、約86歳でございますが、健康寿命は男性で72.3歳、女性で77.7歳。男女ともこの数字は、晩年7、8年は、何らかの障害を持って生きているわけでございます。このために改正介護保険法の見玉である、介護予防はこの期間を短くするのが狙いであり、仮に健康寿命が2年延びれば、障害を持って生きるのが5、6年という形で縮まり、介護保険にかかる費用は約4分の3、すなわち25%の減につながる理屈になります。

そのことは当市に当てはめると、7億5千万円の削減につながるわけでございます。このことを理屈と考えずに、具体的に市民の前に示し、共通の課題として確認し、市の最重要施策として平均寿命、あるいは健康寿命を平均より2年延ばすことを、マニフェストとして策定されないかというご所見をお伺いしたいのでございます。

このことは私事でございますが、町議会あるいは市議会に出たときの私のマニフェストのひとつでございます。言葉は悪いですが、ピン

ピンコロリが市民、高齢者の願いでございます。その仕組みに挑戦することが行政の最大の課題であるというふうに考えて、ご所見を併せてお伺いしたいのでございます。

次に健康づくりのための安心への地域環境づくりについてでございます。市民と行政が協働してまちづくりを進めていくということで、地域振興組織を立ち上げ、協働のまちづくりを行っておりますが、このことを健康づくりの観点から考えますと、いかに市内全地域において健康づくりを推進するかです。市の役割としてこれまで高齢者保健福祉計画やあきたかた健康21、これらの計画を市民の前に提供はしておりますが、どうもいずれの計画も一過性のものとしてのとらえ方が一般的ではないかなというふうに危惧するわけです。健康づくりは日常化し、普遍化することによってそういう行動や活動がないと、効果は出てこないわけです。そのために市の果たす役割は、健康づくりへの日常化のための仕組みをつくることであり、市民や地域に与えることが安心への地域環境づくりでもございます。地域振興組織の中に地域健康推進委員のネットワークを張りめぐらし、地域の役割、個人の役割をいつでも感じ、お互いにいつまでも健康であるための環境づくりについて、どのようにお考えになるか併せてご所見をお伺いしたいのであります。

次に大枠2点目の子育てによる市の次世代創生のための総合的な政策展開を図られないかという問題でございます。

もとより定住促進につながる最重要課題としては、次世代に直結した子どもたちをいかに市内にとどめ、流入人口を期待するには安芸高田市では、いかに子育て環境にやさしい町としてのあり方が問われるのではなかろうかと考えるわけです。その子育て環境をいかに整理し、次世代育成に努力している状況と市の総力を挙げて執行している政策が、未来永劫に行われている状況をつくるべきだと考えるわけです。

このような観点に立って、1点目は子育て上の施策、事業のうち、教育に関する事項の総合化についてでございます。

このことは子育てをいつまでの段階ととらえるかによって変わってくるわけですが、子育てを幼児から小学生時代に限らないで、成人までを子育て期間としてとらえてみたいのです。

現在市で行われております子育ては、妊婦から小学生までを子どもの福祉として、福祉保健部で担当し、幼稚園から小中を経て成人までを教育委員会で担当しておるわけですが、そのことが果たして子育ての観点から見て、適正であるのかという問題でございます。子どもたちの健全育成のための事業や施策が現在教育委員会の所管となっておりますが、本来なら子育ての視点やあるいは次代を育成する観点から見れば、本来教育委員会の所管とすることが適正であるのかどうかという疑問を実は抱くのです。

教育委員会ではいけないということではなしに、現在の機構の

中で、遂行されて施策が市長部局と教育委員会とで、子育てという観点から見ると、養育の区分が不明確だということを言いたいのです。どちらかといえば、これまで教育委員会に教育上の理由と長年の固定概念といいますか、そのことで教育委員会の方で、領域が広がりすぎているのではなかろうかと考えるわけですが、例えば現在課題となっております、幼保一元化、学校給食、少年自然の家、市内各種のスポーツや運動、野外施設、公民館など、これらの管理運営が教育委員会の今の体制で所管することが適正であるのかどうか。このことも考えてみる必要があるのではないかと考えるわけです。

この養育分については、子育て施策の推進により市の活性化を目指し、定住促進を図るのは市の最重要課題であります。そのためには市長部局において、名前はともかく子育て推進課を創設されて、子育ての総合化に向けた組織で対応すべきだと私は考えておりますが、その見解について市長のご所見をお伺いします。

次に2点目の子育て環境の整備について、2点ほどお伺いいたします。

1点目は保育所、小学校の再編についてでございます。保育園は私立が吉田町、八千代町にあり、市立が5町にあって、市立の保育園の収容規模は設立当初は、余り規模の大小というのは、なかったように思うわけです。しかし、現在の各園の定員の収容数を見ますと、各園によって大きく変わってきているのだろうと考えております。合併前の町立であるならば、行政サービスを向上させるには多くの行政負担がかかったわけですが、安芸高田市となった今、保育園の本来の目的である保育サービスを向上させ、充実というための策として、再編を含め事業のあり方などを今後どのように方向づけをされるのか。併せて小学校の再編についてのご検討は今後どのようにされようとしているのか、子育てという観点の中で、そのご所見を求めたいのでございます。

2点目は、家庭、地域、行政の子育て総合的施策展開による役割についてでございます。

家庭は個人と置き換えてもいいわけですが、家庭として子育てに関して、積極的にかわり絶えず慈しみながら子育てをする役目があることを十分に認識し、このことは個人的な問題ですが、仮にその認識が足らないとすれば、それを認識させるための環境づくりは行政の役割だと思うわけです。

一方地域では、現在続けられております沿道の見守隊であるとか、安全パトロールの問題であるとか、交通安全の街頭指導など、ボランティア活動としてございますが、さらにこれらの活動がより強化されるような思案をすることも行政の役割でもございます。子どもの健全育成につながる地域の地域力、あるいは教育力を挙げていくことは地域の役割だと思うわけでございます。

行政の子育て環境整備の役割については、当初から述べてきておりますように、子育てによる次世代創生のための総合的な施策展開を図ることが、最大の役割だと考えます。

以上2点を併せて、市長のご見解をお伺いし一般質問といたします。ただいまの質問に対し答弁を求めます。

○松浦議長

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

議長。

ただいまの今村議員のご質問にお答えをします。

近年、急速な人口の高齢化や生活習慣の変化によって、疾病構造が変化し、疾病全体に占める、がん・糖尿病・脳血管疾患などの生活習慣病の割合が増加をしております。これらの生活習慣病にかかる医療費は、国民医療費の3割になっておるといっても言われておるわけです。

こうした疾病構造の変化に対応して、すべての国民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会にするため、平成12年に生活習慣の改善等に関する課題について目標等を選定し、国民が主体的に取り組める新たな国民健康づくり運動として、健康日本21が策定をされたところです。

健康日本21は、議員ご指摘のように、健康寿命の延長等を実現するために、具体的な目標を提示することによって、健康づくりに関する意識の向上や取り組みを促そうとするものであります。

本市におきましても、健康日本21の基本理念に基づきまして、昨年度、健康あきたかた21計画を策定したところです。この計画においては、生活習慣病に大きく関係がある食生活・歯の健康・運動・健診・心の健康・たばこ・アルコールの7つの分野につきまして、個人、関係団体、行政が具体的に取り組む事項、また、平成23年を中間年度、平成28年度を最終年度として、それぞれ具体的な数値目標を掲げ、取り組むこととしておるところです。

したがいまして、こうした目標を計画的に達成することによりまして、医療費や介護費用等の面についてもおのずから削減の効果が出るものと考えておるところです。

議員のご指摘のように、医療費のベース・介護費用ベースでの目標設定も一つの有効な手段と思いますが、現時点におきましては、市町村健康増進計画策定における基本方針を踏襲する方法で、目標値の設定及び計画書への記載を行っておるところです。

また、介護給付費につきましては、第3期介護保険事業計画におきまして目標設定を行っております。平成18年度に介護予防の考え方が入り、市の介護保険事業計画においては、特定高齢者及び要支援認定者の介護予防効果を計画に反映させたところでございます。

次に安心への地域環境づくりについてですが、松村議員さんの質問でもお答えをいたしました。健康づくりを個人だけにゆだねるので

はなく、行政はもとより地域社会全体で支え、後押しする環境をつくることも重要であると考えております。今後、健康あきたかた21計画を推進していくためには、それぞれの地域において健康づくりへの関心を高めていただき、活発な取り組みが期待されるところでございます。このためには計画推進委員さんを中心にして、地域振興会等も巻き込んだ健康づくりを推進してまいりたいと考えておるところです。

次に、子育て上の施策、事業のうち教育に関する事項の総合化についてのお尋ねですが、既存事業におきまして、教育部門と福祉部門とで同様の事業を実施しているものは、就学前の子育て支援施策では、幼稚園と保育園の事業と小学校の児童を対象にいたしました児童館、放課後児童クラブの事業がございまして。

幼稚園と保育所については、近年、保護者の就労の有無で利用する施設が限定されてしまうことや、幼稚園入園児の減少や同一小学校に入学する前の教育、保育を一体的に行う機能等の課題が指摘されており、縦割りの所管を越えた幼保一元化、認定こども園制度による柔軟な対応が求められておるところです。

また、小学校の放課後対策につきましては、小学校を所管、管理しておる教育委員会が主導して実施します、放課後子どもプラン事業が本年度からスタートしたところでございます。

総合化につきましては、新事業と現状の課題等、十分に精査し、保育、教育現場との連携や担当部局の明確化等を含め検討していく必要があるかと思っております。

次に、子育て環境の整備、保育所の再編についてでございますが、ハード面については、施設の老朽化が課題で、危険度・緊急度を判定し、財政的に許される範囲内で優先順位を定め対応する必要があるかと考えております。統合を含めた再編につきましては、小学校の再編や指定管理者制度や民営化を含め、計画的に検討する必要があると考えております。

次に、家庭、地域、行政の役割についてですが、現在は、平成16年度策定の次世代育成支援行動計画により、各機関における役割を位置づける事業を推進しているところでございます。

子育ては、基本的には家庭の親など保護者においてなされるべきものですが、共働き家庭の増加、少子化や核家族化、地域住民相互のつながりの希薄化、地域子育て機能の低下などの影響から、家庭での子育て負担感が増大し、子どもの健やかな成長にとって大きな阻害要因となっております。

こうしたことから、家庭はもとより、地域社会全体として、子育て支援について考え、取り組んでいく必要があります。

また、行政といたしましては、新しく設置します子育て支援センターを核として、子育てに関する相談指導や情報の収集、提供、交流の場の提供など家庭や地域の子どもの支援をサポートすることにより、

次の世代を担う子どもたちの環境の整備を進めてまいりたいと考えておるところです。

後ほどご質問がございましたら、それぞれ担当の方からもお答えをしていきたいと考えております。

○松 浦 議 長

以上で答弁を終わります。

再質問ありますか。

17番 今村義照君。

○今 村 議 員

まず1点目。健康づくりのことについてお伺いをいたします。

健康21の計画では、具体的な目標設定値をいろいろな形で示されております。そのことは、大きな連携での目標設定値ではないというふうに私はとらえておるわけです。

例えば中身については診察率を上げるとか、あるいは市民のあらゆる早期発見のための努力であるとか、というような数値目標があるわけですが、それらの積み重ねによって効果がないというふうには思いませんが、やはり大枠の中での目標設定値が必要であろうと思うわけです。ここの視点をお伺いしているのでございまして、そこら辺について市長及び担当部の方でその視点についてのお答えを伺えれば、あるいは具体的に早期に検討するというご意向であるならば、そこら辺の意向をお伺いしたいのであります。

おのずと健康づくりについては、みずからが健康管理していくというのはごく当たり前のことで、そのことを現在策定中の基本方針で示す、あるいは介護保険についても介護の予防効果を高める意味で、このことを今後やはり検証することによって、その効果をどういうふうに分析していくか、そのことが次の代の財政のことでもありますので、そこら辺のこれからの執行状況についての考え方もお伺いをしたいのでございます。

そして、今現在、健康推進計画の中で役員31名の計画を策定中だということですが、それらの中で今後の健康づくりの推進に向けて、具体的な、先ほど言いましたような、例えば健康寿命を延ばすような方策でも、とらまえ方がこの計画の中で示されるのかどうか、あるいはそのことが現在協議の段階になっているのかどうか、そこら辺を併せてお伺いし、その策定中の途中経過についてご報告賜ればというふうに思うわけです。

次に子育ての次代創生の問題ですが、確かに今の福祉保健部と教育委員会との配慮で接点の部分になるのは、就学前教育のところが一番大きな問題ですが、このことは先ほど言いましたように仮に子育て推進室、課というものを設けて、市の部署でそこら辺を対応するということになる、このことは一気に解消するというのでございます。後は国の縦割り行政の関係もございしますが、そこを乗り越えてやってきた市町村もあるので、ここら辺の具体的な今後の取り組み方について、ご決意のほどを改めてお聞きしたいのであります。そのために先

ほどの答弁では今後、十分中身を精査して検討すべき課題というふうにおっしゃいましたが、改めて強い決意のほどをお伺いしたいのが今の質問のことでございます。

次に子育て環境の制度のことでございますが、具体的な形での方向づけという形のもの示されませんでした。これから各町の町民に点在する保育所あるいは小学校を優先順位を含めて、これから指定管理あるいは業務委託、そこら辺を含めて検討するというところでございますが、具体的にはどういったような形でそのことを推し進められようとしているのか、今、もちろん腹案中であろうかと思っておりますが、その腹案の一端をお聞きしてみたいというふうに思うわけです。

それから、これからこの文化ホールのところに設けられます子育て支援センターですが、そのことを核にして子育ての問題に当たりたいということですが、今まで論じてきたことは、この子育て支援センターの現在考えられている機能からすれば、少し枠が狭いのではないかとこのように実は思うわけです。

あくまで、現在進められております支援センターの考え方は、幼児、あるいは子を中心にした形での相談窓口であるとか、あるいは健康診断の問題であるとか、それから共通課題として取り組みをするセンターという形で位置づけをしておりますが、そこらの枠を、今後もう少しいろいろな形での機能性を持たすことはお考えになっておられないのかどうか、そこら辺についてのこれからの方策があればお伺いをしたいのが、再質問の要点でございます。

以上であります。

○松浦議長 再質問の答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長 今、議員さんご指摘のように、住民の健康づくりという問題は大きな課題になっておるわけです。しかし実際に今、現状を見てみますと、今までにもいろいろ住民の健康づくりについては、行政のサイドでも努力はしてきましたが、なかなかこれが数字に表れてこないというのが、我々ももどかしいところでありまして、要するに国が指導するのは、医療費が健康づくりの運動によってどれだけ下がってくるかというのを、国は健康づくりの中で、求めておるわけで、しかしなかなか我々が今までいろいろ努力はしてまいりましたが、依然として年々、医療費が上がってくるというのが実態で、大変もどかしい気持ちを持っておるわけです。

昨年度の国民健康保険の医療費を見ましても、大体10戸の6割が国保に入ってもらっておるわけです。あとは社会保険とかそのほかの保険に入っておられますが、そういう中で実際に必要な医療費が77億かかっており、1人当たりになりますと、年寄りも子どもも全部含めてですが、55万円の医療費が年間1人当たりかかっており、これをどのように下げていくかというのが、この健康づくりの一番の我々の

頭が痛いところであるわけです。

先ほど申し上げましたように、戦前からこの健康づくりの問題に積極的に取り組んでおります、長野県の佐久病院あたりの実態も伺っておりますが、なかなか医療費が下がらないというのが実態であるわけで、今後とも、我々はこの健康づくりのために、これはやはりそれぞれ個人のみなさんのためでもあるので、努力をしてまいりたいと考えておりますし、新しくできる保健文化施設の中にも子育ての支援センターを新しく設けて、市としても積極的にこの子育ての問題については関わってまいりたいと考えておるところです。

小学校、保育所の合理化の問題ですが、先般、保育所の児童が市全体でどのようになっていくかという統計も出してきましたが、我々が予想しておった以上に案外、子どもは減らないという、一部の地域には減ってくる場所もありますが、相対的には案外こっちが予想したほど、保育所の子どもは減らないという実態もあるので、小学校と保育所を含めて、どのようにその施設の整備を図っていくかということは、今後、保育所の子ども、園児また小学校の児童の推移を推計しながら考えてくる必要があるかと思います。ここ一、二年すぐそれに取りかかるような状況、保育所の園児の数をみたときに、ところによっては減りますが、大々的な統廃合をここ一、二年でやる必要があるかどうかということも、この間、数字を見ながら検討した状況もあるわけです。そういう点で特に周辺から出られる、吉田へ勤めに出られるお母さん方が、吉田の保育所へ預けたいという希望はやはりかなりあるようです。それには現在新しくつくりました保育所が対応していくというような状況であります。

以上、私の方からお話を申し上げましたが、担当の方から補足することがありましたら、補足をしていきたいと思っております。

○松浦議長

続きまして答弁を求めます。

福祉保健部長 廣政克行君。

○廣政福祉保健部長

何点か福祉の方にございましたので、ご答弁させていただきます。

まず、健康づくりの大枠という形であろうかと思っております。先ほど市長が冒頭答弁をしておりましたけども、実際に、今日のこの医療の中の医療費が、糖尿病、がん、脳血管疾患とか、ひとつの形の3割程度がこの医療費部分にかかっているわけです。これを前回の委員会等でも、要するにメタボリックシンドロームというひとつの要因として、国保分も非常に医療費がかかっているということをご説明申し上げたと思っております。

この健康21につきましては、やはり予防というひとつの観点をもって7項目を定めておるように思われます。これにつきましては、計画策定委員さん、推進委員さん、公募の方もおられまして、それぞれ設置要綱におきましてどのように市民の方々に健康意識を持ってこの21を推進していくかと、それを今検討しているところでもあります。

それを今年1年かけまして、年度末にはある程度、計画書ができるのではないかと思います。具体的に申しますと、この目標達成するための推進計画の作成、また評価に関する事項、関係団体との協力支援体制づくり、また役割分担、みずから担うことのできるそれぞれの役割分担、これをご協議願うと。職員の方は庁舎の方にも庁舎内検討委員会を設けまして、行政としてそれぞれの立場としてこの健康づくりにタッチできるか、役割等も検討していただくところであります。ご承知のように20年から、国保関係としての保険者に検診の特定検診、特定指導という形で、行政の検診の向上という形で義務化をされてきております。本年は試行的に、このヘルス教室を今やっております、大体対象者が440人くらいおられるそうでございます。今、実際に教室に参加していただいております、議員の皆さん方も参加していただいております。

これが大体120名程度、今、試行的に実施をして教室、半年間をかけてやっていき、この結果がどのように出てくるか、これもまた来年に反映させるという形で実施をしておるところでございます。そういった形の中での予防といいますこと自体が、どんな治療にも勝るものはないというように私は考えていますし、その積み上げが生活習慣病の抑えになってくると、それが平均寿命、健康寿命、介護事業であればそれが伸びていくように考えます。当然、医療費部分もそれが反映してくると考えますが、先ほど市長が申しましたように、いけないというのではなく、自分のためという形、意識づくりを持っていくかということが今後の大きな課題であると考えます。そういった意味でもこのたびのヘルス教室等で、市民の皆様方にある程度の考え方なり、今から反省点等を持ち寄りまして、来年度よりまた新たなヘルス教室を充実してまいりたいと考えておるところであります。

子育て支援センターのひとつの関係であります、このたび設置管理条例をお願いしております。委員会付託ということでございますので、またご協議いただきたいと思いますけど、基本的な考え方としては今日のこの核家族化、また地域の希薄化により、子育てをする環境が非常に厳しくなっているということがあると思います。ただし社会状況的にみましても子育て関係についての悲惨な事件等も発表される中で、これをいかに我が町として新設しますセンターを充実させていくかということは大きな課題であろうと考えまして、差し向き事業関係のご紹介を申し上げましたけど、これが安芸高田市としてマッチしないということになりますと、これまた修正していかねばならんし、また直していくところは直していくという柔軟な姿勢は持ってまいりたいと考えております。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

再々質問ありますか。

17番 今村義照君。

○今 村 議 員

もう2点、確認をしておきたいと思います。

確かに健康づくりは一朝一夕ではなかなか効果が上がらないということは理解できるわけでございます。先ほど佐久町の例が出ましたが、やはりあそこもそれこそ10年、20年かけて、医療費が2年前で30万円くらいの成果が上がっているわけです。そういった事例がありますので、やはり現在は確かにおっしゃるように1人当たり我が市では55万円もかかっているわけですから、大きな開きがあるわけです。やっぱりこのことは謙虚に学ばないといけないと思うわけです。そのための具体的な策として、それこそ何度も言いますが、中長期的な事業展開、あるいは事業計画、それらの具体的な積み重ねによって、市民がそのことを恒常的にいつも感じて生活できる環境を決めるのが大前提です。そのための、やはり施策展開を図る必要があるのではなからうかという改めてのご決意と、冒頭で健康地域推進員の制度を提案しましたが、これを各地域でネットワーク化するお考えの有無についての点を併せてお伺いします。

そして、子育て環境の件でございますが、確かに保育所の改築につきましては、今の市長の分析でよろしいかと思いますが、一方、これまで触れられておりませんが、小学校の問題がございます。この件について、これからどういうふうにお考えなのか再度お聞きして、一般質問を終わりたいと思います。

以上でございます。

○松 浦 議 長

ただいまの再々質問について答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児 玉 市 長

具体的な健康づくり推進員の問題については、また担当部長の方からお話をしていきたいと思いますが、健康づくりというのは、非常に長い目で継続的な運動をしないと効果が上がらないというご指摘でございますので、まさしく我々もそのとおりに思いますし、今後、市民の健康で医者などに余りかからなくてもよくなるように、我々としても市民の幸せのために一層努力してまいりたいと考えております。

小学校の統合問題は、慎重に考えていかないといけない問題でございます。今後、子どもが増えることはないと思います。吉田の小学校は増えておりますが、そのほかのところはやっぱり減っております。したがって、どのように減っていくかという見通しを立てながら今後の学校、簡単にいえば統廃合という問題ですが、やっぱりこの問題は慎重に考えていく必要があろうと思いますので、恐らく教育長の方も同じような考えと思いますが、やはりこの問題は慎重に今後検討する問題であらうと考えております。

○松 浦 議 長

続きまして答弁を求めます。

福祉保健部長 廣政克行君。

○廣政福祉保健部長

健康づくりの推進の件につきましては、実際に30名の方が推進委員会としておられます。うち4名の方がこのたびの公募におきまして、

委員会に入っていて、また商工会、JA広島北部もそれぞれ入っていておまして、大体4つのグループに分かれて今、検討いただいております。今、それぞれの分につきましては、それぞれ皆さんが実行できるようなアイデアを今考えていただく、またそうではなく自分たちはこういったのはできない、誰が実施したらよいか、またいつ実施したらよいか、それぞれの優先順位等を決めていきたい。また19年度から20年度でそれぞれ年度ごとに、どういうことをしたらいいとか検討する。問題は、私どもとしては、振興会等もはじめ、この計画書を策定するときに福祉部等もございますので、そういった形から会の方へご出席いただけませんかというのはお願いをしてきたところではありますが、振興会によってはなかなかお忙しいところもございまして、ある程度、32の振興会まではいきませんが、大きな町の地区の地域としては出ていただいておりますので、ご指摘のようにこの推進の考え方を、いかに広げていくかということだろうと思えますし、それぞれの地域に広げるためには振興会の力をお借りする方が早いと思えますし、推進員一人ひとりの輪を広げていくというのが私どもの考えでございます。この件につきましても振興会等も文化祭等もございますし、そういった面からいきますとあらゆる行事等を私どもが活用させていただきまして、この健康づくりの個人の意識づくりといえますか、それを高めてまいりたいと考えます。

そういった意味でのネットワークづくりといえますか、そういった形で、この人づくりに今30名の方おられますけど、30人が60人、100人になりますように、私どもも頑張ったいと考えております。

○松浦議長

以上で今村義照君の質問を終わります。

以上で本日の一般質問を終了いたします。

これをもって、本日の日程を終了いたし、散会いたします。

次回は、明日14日午前10時に再開いたします。

ご苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午後 3時16分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員